

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)

平成 27 年第 1 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 27 年 3 月 2 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

| | | | |
|---------|------|------------|------|
| 町長 | 横山光明 | 副町長 | 佐々木孝 |
| 教育長 | 後藤義男 | | |
| 総務課長 | 原田和久 | 出納室長 | 氏原哲哉 |
| 企画課長 | 原田利一 | ダム対策室長 | 富安正裕 |
| 津具総合支所長 | 松井利文 | 生活課長 | 滝元光男 |
| 産業課長 | 澤田周蔵 | 保健福祉センター所長 | 片桐洋人 |
| 建設課長 | 原田直幸 | 町民課長 | 鈴木伸勝 |
| 財政課長 | 鈴木正吾 | 教育課長 | 伊藤斉 |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長の施政方針説明
- 日程第 6 選挙第 1 号
東三河広域連合議会議員の選挙
- 日程第 7 報告第 2 号
専決処分の報告について

- 日程第 8 議案第 1 号
工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 2 号
町道路線の認定について
- 日程第 10 議案第 3 号
町道路線の変更について
- 日程第 11 議案第 4 号
指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 5 号
指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 6 号
指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 7 号
設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第 15 議案第 8 号
設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
- 日程第 16 議案第 9 号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 10 号
設楽町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について
- 日程第 18 議案第 11 号
設楽町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 12 号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 13 号
設楽町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 14 号
設楽町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 15 号
設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 16 号
設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 17 号
平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）

- 日程第 25 議案第 18 号
平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 19 号
平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 20 号
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 21 号
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 22 号
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 23 号
平成 26 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 24 号
平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 32 議案第 25 号
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 33 議案第 26 号
平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議案第 27 号
平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 28 号
平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 議案第 29 号
平成 27 年度設楽町一般会計予算
- 日程第 37 議案第 30 号
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 38 議案第 31 号
平成 27 年度設楽町介護保険特別会計予算
- 日程第 39 議案第 32 号
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第 40 議案第 33 号
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計予算
- 日程第 41 議案第 34 号
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 42 議案第 35 号
平成 27 年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第 43 議案第 36 号
平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算

- 日程第 44 議案第 37 号
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算
- 日程第 45 議案第 38 号
平成 27 年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第 46 議案第 39 号
平成 27 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第 47 議案第 40 号
平成 27 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第 48 議案第 41 号
平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計予算
- 日程第 49 議案第 42 号
平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算
- 日程第 50 議案第 43 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻になりました。いよいよこの本会議をもちまして、私たち 4 年間のまとめということになります。4 年間のいろいろな勉強されたことを、この本会議を集大成として、有意義な議会活動、議員活動に挑戦していただきたいと思えます。ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達していますので、平成 27 年第 1 回設楽町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。

8 伊藤 議長、8 番伊藤。

議長 8 番伊藤武君。

8 伊藤 おはようございます。平成 27 年第 1 回定例会第 1 日の運営について 3 月 2 5 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第 4 「行政報告」及び日程第 5 「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。日程第 6 は、選挙です。

本日提案の議案は、町長提案 44 件です。日程第 7、報告第 2 号から順次 1 件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第 24、議案 17 号から、日程第 35、議案第 28 号まで、日程第 36、議案第 29 号から、日程第 49、議案第 42 号まで、の議案です。

当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して審議することとします。一般質問は、定例議会第 2 日の 3 月 12 日に行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいります。

すので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番田中邦利君及び11番土屋浩君を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果、議員派遣について、陳情・要望についての報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成26年11月、12月及び平成27年1月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

陳情・要望の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情4件、要望2件を受理しております。

議会運営委員会にお諮りした結果、陳情は、受理番号1は議長預かり、受理番号2と3は総務建設委員会付託、受理番号4は議長預かり。要望は、受理番号5と1は総務建設委員会付託と決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」を行います。

町長から、申し出がありましたので、これを許します。

町長 議長、町長横山。

議長 横山光明君。

町長 おはようございます。いよいよ3月に入りまして、卒業シーズンを迎える中、日々の寒さも大分和らいでまいりまして、本年度もあと1ヵ月を残すのみとなりました。

議員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、平成27年3月議会定例会初日の開催に当りまして、全員の方々にご参集をいただき、誠にありがとうございました。

さて、年末の衆議院議員総選挙、先の愛知県知事選挙に引き続き、4月には「統一地方選挙」として愛知県議会議員一般選挙、そして町議会議員一般選挙を控え、例年に比べ大変慌ただしい年度末、年度初めを迎えようとしております。先日2月28日に元設楽町議会議員であり、設楽ダム対策協議会初代会長であります原田勝一さんがお亡くなりになりました。生前の多方面にわたるご功績に敬意を払うとともに、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず第1点目は、既に新聞報道等で御承知のことと思いますが、東三河広域連合の設立について報告をいたします。

さる1月13日に愛知県知事公館におきまして、東三河8市町村長より「広域連合設立の申請書」を大村県知事にお渡しをしました。その申請を受け、1月30日に東三河総合庁舎において、大村知事から「広域連合設立許可書」をいただき、引き続き、広域連合の事務所が設置される豊橋市職員会館において、広域連合長の選挙を8市町村長で行いました。結果は、御承知のとおり佐原豊橋市長が初代の広域連合長に選ばれました。

本日の本会議において東三河広域連合議会議員の選挙が行われますが、東三河広域連合の臨時会が3月30日に開催され、発足に必要な条例等の議決をいただき、4月から業務がスタートする運びとなっております。

次に、北設楽郡3町村で策定をしました地域再生計画「住んでよし、訪れてよし、移住してよしの田舎」北設楽郡創造計画が、改正された地方再生法による第1号として認定がされ、さる1月22日に首相官邸において安倍首相から直接、認定20団体を代表し、北設楽郡が認定書を受領いたしました。大変名誉なことでもあります。

本町といたしましては、今後の地方版総合戦略の策定や総合計画改定作業の中で、この地域再生計画に登載し実施すべき事業が生じれば、計画の改訂を目指してまいりたいと考えております。

次に、「まち・ひと・しごと創生」についてであります。

現在、名古屋大学のコンサルティングファームに設楽町の「将来人口長期ビジョン」の作成を依頼しております。

このビジョンを基本に、地方版の「総合戦略」を打ち立てていくこととなりますが、これらの総合戦略の基礎となる調査やプレミアム商品券の発行などのために、国が平成26年度の補正予算として、「地域住民生活等緊急支援交付金」

を措置いたします。

本町といたしましても、地域消費喚起・生活支援としてのプレミアム商品券や、地方創生先行型に係る調査費について、定例会最終日に平成26年度補正予算案を上程できるよう準備を進めていますので、よろしく願いいたします。

次に、岩古谷トンネル完成見学会についてです。

愛知県において改良工事が進められてきました国道473号設楽バイパス和市から神田間のうち、岩古谷トンネルが完成をしました。

全線開通は、平成27年度の早い時期に行える予定ですが、その前に町民の皆さんに完成した岩古谷トンネルと防災訓練を見学していただく機会として、3月29日の日曜日午前10時から見学会を設けましたので、議員の皆さんもぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

本日は、専決処分の報告1件、工事請負契約の変更1件、町道路線の認定・変更2件、指定管理者の指定3件、条例関係10件、一般会計・特別会計の補正予算12件、一般会計を始め27年度当初予算14件、人権擁護委員に係る人事案件1件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、「北設楽地方教育事務協議会規約」の変更につきましては定例会2日目に、また、教育長に係る同意議案を始め、現在県で審議中であります「辺地に係る総合整備計画」の策定や地方再生計画・地方版総合戦略に係る「補正予算」につきましては、最終日に追加上程させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではあらためまして、議員の皆様方におかれましては、任期最後の議会となる3月議会での御審議を賜るわけでした、とりわけ任期中におけます町政運営に際し、多くの御尽力を賜りましたことに、あらためて敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

それでは平成27年度設楽町一般会計予算などの議案を提出するにあたり、予算の概要並びに施政方針について申し述べます。少々時間が長くなりますが、御容赦をお願いいたします。

始めに、本年度、平成26年度は、私にとって、町長に就任して5年目を迎えた年であり、公約である住みやすく元気のある町、明るく希望の持てる町の実現のため、本格的にまちづくり施策に取り組む2期目のスタートした年であり、町民の皆さん方の御要望や御意見等を拝聴する中で、町政運営を進めてまいりました。町を取り巻く環境としましては、皆さん御存知のとおり、日本は人口減少社会に突入をしております。増田寛也氏を座長とする日本創生会議、人口減少問題検討分科会の推計による20歳から39歳までの女性人口が、2040年までに50%以上減少し、消滅する可能性がある896市区町村に、設楽町は減少率71.5%という衝撃の数値でリストアップされております。町人口はここ1年弱の平成26年4月に5,510人、平成27年2月には5,396人で、114人、率にして

2.1%の減少となっております。町としては、この人口減少問題に対し、子育て支援や生活環境整備など、さまざまな施策を国県の協力をいただき、推進してきましたが、人口の増加につながっていない状況であります。また政府は昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するために、今後5ヶ年の目標や施策の基本的な方向を示した、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。この中では、世界に類をみないスピードで進行している人口減少、超高齢社会の原因を、少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて地方創生を国と地方が一体となり、中長期的視野にたって取り組むため、全自治体に対して具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請しているところでもあります。本町といたしましても、こうした国政の流れを注視しつつ、ふるさと設楽町の発展のため、また全ての町民の皆様が、日々の生活を明るく豊かに送れるよう、本町の地域特性や、可能性をしっかりと活かした地方創生に取り組んでまいります。

それでは、最初に平成27年度町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針について御説明申し上げます。平成27年度当初予算は、設楽町総合計画後期基本計画の4年目にあたり、森と水の力と人の営みが調和する暮らしと出会いの町の実現に向け、7つの基本計画の進捗状況と今後の見通しを確実に確認したうえで、目標達成にむけ、着実に実行し、仕上げを行う予算と位置づけ、編成をしたところでございます。

町の歳入、とりわけ一般財源の大半を占める普通交付税は、特例措置による増額交付の満額適用が終了する年度となり、平成28年度からの段階的な縮小を念頭に、今後の一般財源の確保を含め厳しい財政運営を意識したものとなりました。直面する少子高齢化や人口減少などの課題に柔軟かつ積極的に対応する一方、複雑化、多様化する行政課題が山積しており、さらに防災、減災対策や、今後の公共施設の老朽化に伴う維持管理、建て替え費用の増大などを見据えた、新たな課題への対処も急務となっております。そのような状況の中、全職員が一丸となり、これまでの既成概念にとらわれることなく、徹底した事務事業の見直しを行い、施策全般について、総意と工夫を加え、経費節減効果を追求し、将来の維持費等の財政負担に配慮し、限られた財源で最大の効果を上げることが目標に、次の設楽町の10年先を見据え、定住子育て施策をはじめ、当町の魅力発信と地域に活力と元気を与え、安心、安全、かつ快適で持続可能な住民生活の実現に配慮したものとなりました。また、平成27年度は、平成17年10月1日の合併から記念すべき10周年の節目を迎える年となります。設楽町合併10周年記念式典を10月3日に開催する予定であり、多くの町民の皆様とともに合併10周年をお祝いしたいと考えています。

また、これからの設楽町の将来を考え、活力を創造するよい機会として、昨

年度に引き続き、ミュージックフェスティバル開催や富士山登山など、さまざまな記念事業を計画しております。

平成 27 年度という年は、設楽町にとって、総合計画に掲げた諸施策の着実な推進による仕上げ段階の年度であることを強く意識し、私の公約でもあるまちづくり方針、住みやすく元気のある町、明るく希望の持てる町として、設楽町がますます飛躍することを目指し、明日のまちづくりの実現に向かって、引き続き全身全霊を傾けてまいる所存であります。

それではまちづくりの基本となる平成 27 年度予算案について説明申し上げます。

まず、主な個別施策に対する取り組みを説明する前に、概要を申し上げます。一般会計と 13 特別会計を合わせた、平成 27 年度当初予算の規模は、前年度比 9.1%増の 90 億 3,294 万円となりました。このうち、一般会計は 60 億 4,252 万円で、前年度予算の 55 億 3,767 万円に対し、9.1%の大幅な増額となりました。一般会計歳入の増額要因は、地方交付税のうち、普通交付税額について、前年度交付額を参考に若干の増額を見込み、前年度比 6,066 万円増の 23 億 3,930 万円としたこと。諸収入で、設楽ダム建設に伴う建設公共補償 1 億 3,000 万円を新規計上したこと。設楽ダム水源地域整備事業及び水源地域振興事業を始め、名倉保育園建設工事や田口小学校外壁等改修工事等の財源として、過疎対策事業債の借入を対前年度比 3 億 8,710 万円増の 5 億 2,430 万円計上したため、大幅な増加となっております。また、町民税において、納税義務者数の減収により、対前年比 4,259 万円減の 2 億 717 万円。固定資産税の評価替えによる土地評価額の下落による影響で、対前年比 2,749 万円減の 2 億 8,903 万円を見込み、旧役場庁舎等の解体工事の財源としての庁舎建設基金からの繰入が事業完了により、5,000 万円の皆減になったことなどが減額要因として掲げられます。

歳出の特徴は、昨年度に引き続き、設楽ダム水源地域整備事業及び水源地域振興事業を計画的に実施するため、各事業に合計約 9 億 7,000 万円の事業費を計上しました。増額要因として、老朽化による名倉保育園建設工事に 1 億 8,000 万円。経年劣化による田口小学校外壁等大規模改修工事に 1 億円を、それぞれ新規計上した他、継続事業の 2 年目として、町営住宅、杉平向住宅建設工事の事業量が対前年比 9,830 万円増の 2 億 5,190 万円となったことなどが主なものとなっております。一方、減額の要因としては、旧役場庁舎等解体工事やアグリステーションなぐらトイレ新築工事の完了により、それぞれ 5,500 万円、3,423 万円の減額や、支給対象者数の減による設楽ダム生活再建資金交付金が、対前年比 5,100 万円減の 6,300 万円となったことなどが掲げられます。

特別会計全体の予算規模は、前年度比 1.5%増の 29 億 9,042 万円となりました。増額の要因は、国民健康保険特別会計で、保険財政共同安定化事業拠出金が、前年度から 8,314 万円の増加を見込み、前年度比 13.7%増の 6 億 7,053 万円となったこと。介護保険特別会計で、介護サービス給付費の増加を 8,117 万

円見込み、前年度比 10.8%増の 9 億 1,943 万円を計上したこと。及び情報ネットワーク特別会で機器更新に伴う経費 7,949 万円の新規計上により、対前年度比 30.4%増の 3 億 5,505 万円を計上したことによるものです。また、減額としては、簡易水道等特別会計で、国県道の改良工事に伴う水道管等移設工事の事業量が減少し、対前年度比 28.8%減の 5 億 3,392 万円となったこと。町営バス特別会計で、バス更新にかかる経費の減少により、前年度比 15.5%減の 4,585 万円となったことが主な要因です。予算の概要は以上であります。

続きまして、まちづくりを進めるための 10 分野の個別施策に対する取り組みについて申し上げます。まず最初に、設楽ダム建設にかかる関連事業について申し上げます。これに関係する予算規模としましては、約 9 億 7,000 万円となっております。ダムの現況であります。みなさん、御承知のとおり、昨年 4 月に設楽ダムは、継続するという国土交通大臣の方針が決定されました。それに伴い、用地補償や付け替え道路工事の他、ダム本体工事着手に向け、各種調査や設計作業等が進められていると聞いております。次に、水没世帯の方の移転状況ですが、今年 1 月末時点で、全 124 世帯のうち 123 世帯、約 99%が完了し、用地取得につきましても、水没地約 300ha 中 248ha、約 83%が契約済みと聞いております。また関連工事は、平成 25 年度より、県道設楽根羽線の工事が始まっておりますが、この路線の早期開通や県道瀬戸設楽線をはじめとする他の付け替え道路等の早期着工を含め、関連事業の推進にむけて、国県へ働きかけてまいります。次に集団移転地の整備状況ですが、昨年 3 月にシウキ地区 3 区画、12 月に奴田北地区 3 区画の分譲が終わり、これで集団移転地の整備事業は完了いたしました。町の水源地域対策特別措置法に基づく事業につきましても、広域農道奥三河 2 期地区の負担金、町道 8 路線、林道 7 路線の改良、開設、田口下水道事業、杉平向住宅の建設、歴史民俗資料館の建設、きららの森整備事業、ダム湖周辺整備事業等の計画策定、名倉津具簡易水道の更新工事、林道 1 路線舗装、課題事業として集団移転地へ道路整備、若者定住促進のための新築住宅補助等に 9 億円あまりを予定しております。また水没移転者に対する生活再建資金の交付に 6,300 万円、移転地等取得金利子補給事業に 300 万円、固定資産税額の一部相当額支給事業 300 万円を計上しております。

それではまちづくりに関して、設楽町が直面している課題に対し、重点的に推進していく取り組みについて御説明申し上げます。2 つめの今後の総合的なまちづくり施策に対する取り組みについて申し上げます。合併後 10 年を総括し、次の 10 年を見据え、町の行政運営の総合的な指針となる第二次総合計画の策定に向け、準備に要する経費を計上しました。また、まち・ひと・しごと創生法が施行され、人口減少への歯止め、東京一極集中の是正、地方での住みよい環境の確保を目指し、国をあげて施策を進めようとしております。法に基づく国の長期ビジョンと総合戦略が、昨年 12 月 27 日に閣議決定され、地方においても努力義務ではありますが、平成 27 年度中に、地方人口ビジョンと地方版総合

戦略を策定するよう求められております。地方版総合戦略については、平成 26 年度の国の補正で、調査費が計上されており、平成 27 年度に、町で客観的な分析を実施しながら、地域の実情にあった総合戦略を策定していくこととなります。策定にあたっては、町議会とも御相談しながら進めていきますので、よろしくお願いをいたします。

改正地域再生法に基づく、全国で第 1 号の地域再生計画として、北設楽郡 3 町村で策定した、「住んでよし、訪れてよし、移住してよしの田舎」北設楽郡創造計画が 1 月 22 日に認定されました。3 町村の町村長で、東京へ出向き、安倍首相から直接認定書をいただきました。本計画は、人口流出の減少、医療機関の存続、観光客の増加を目標に、公共交通ネットワークと北設情報ネットワークを 3 町村で共同して維持していくとともに、歴史民俗資料館の整備など、目標を達成するための各町村の事業を盛り込んだもので、今後の国の支援を期待するものであります。また国の公共施設等の老朽化対策において、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化すると共に、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。このように、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実状にあった将来のまちづくりを進めるうえで、不可欠であると共に、昨今推進されている国土強靱化、ナショナルレジリエンスにも資するものであるという要請に応え、継続的な公共サービスの提供を確保し、適切に施設を管理していくため、平成 27、28 年度の 2 ヶ年をかけ、公共施設等総合管理計画を策定をいたします。

平成 22 年から実施してきました地域づくり支援事業は、本年度をもって 5 ヶ年の事業期間が終了します。町内のどの地域も、高齢化が進んできていますが、地域の方々が集まるよいきっかけができたと思います。せっかく芽生えた地域づくりの機運でありますので、ぜひ継続できるよう来年度からも交付金の継続してまいります。交付金の詳細については、既に区長様方に説明をさせていただきましたが、現行制度とは若干変更させていただき、より自主性を高める方向で制度設計を行いました。交付金の使途に制限を設けたこともあり、とまどいもあろうかと思いますが、今後、住民の方々の意見を参考にしながら、より良い制度にしていきたいと思っております。

次に地籍調査事業について申し上げます。前年度より予算を 12%増額して、地籍調査委託事業の推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。今年度の事業内容は、現地調査、一筆調査、調査図の作成及び地籍図等の作成であります。実施面積は、津具地区の 0.68 平方キロ。西納庫地区の 0.92 平方キロを計画しており、地権者との境界立会、地籍図面の確認等をしながら、順次進めていく予定であります。

次に、役場組織の改正及び職員の任用、給与について、説明をいたします。平成26年度に引き続き、弾力的な組織運営を図るため、組織機構再編の一環として、ダム対策室を廃止し、所掌事務を企画課まちづくり推進室へ移管をして、総合的な地域づくりの中で、推進に務めてまいります。また平成26年度人事院勧告においては、給与制度の総合見直しが示され、平成27年4月から3級以上の職員について、給料月額が1%から4%引き下げられます。さらに本町では、若年層が極めて少なく、課長補佐が最も多いという職員構成における構造的な課題への的確に対応するため、今後も計画的に新規職員を採用しつつ、給与体系を7級制として、6級に新たな次長を設けると共に、多様な事務に対応するため、事務職の再任用制度を運用し、行政の合理化、能率化を図りながら、適材適所で適正な定員管理の推進に取り組んでまいります。3つ目は、情報システムの基盤の整備に対する取り組みについて申し上げます。住民窓口を設置してあります住民票などを発行する住民情報システムについては、東三河5市町村、豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村で同一システムを共同調達し、本町では本年1月13日から本稼働しました。また、予算執行や職員の給料、人事管理等を行う行政情報システムについては、先の5市町村に田原市を加え、6市町村で同一システムを共同調達し、本町では本年10月の稼働を目指し準備を進めています。システム構成は、両システムともクラウド型であり、データは外部の堅牢なデータセンターで管理されるため、セキュリティー面や万が一の災害に強く、さらには複数団体が共同でシステムを調達することによる割り勘効果などから導入費及び維持管理費の削減が図られました。今後の本稼働後、住民サービスの質を落とすことなく、円滑な事務処理が行えるよう、引き続きシステムの基盤整備を進めてまいります。

また、本年10月から社会保障番号制度、マイナンバー制度の一環として、町民全ての方への個人番号、マイナンバーの通知が開始されます。さらには、来年1月から、国の一部の事務手続きでマイナンバーが使われるようになります。この制度は、年金、雇用保険、医療保険の手続き、福祉の給付、確定申告などの法律に定められた事務に限って、マイナンバーを使うことで、手続きの簡略化や情報の正確性の向上を図ろうとするものであります。町としましては、制度が円滑に開始できるよう、業務の見直し、関係例規の整備、システム改修などの事務を滞りなく進めてまいります。

北設情報ネットワークについて申し上げます。平成22年度から北設3町村で運用が開始されていますが、本年度も引き続き事務運営をしてまいります。とくに新年度から、サーバー機器類につきまして、耐用年数を経過し、設備更改の時期を迎えようとしています。内容につきましては、従来の維持管理業務に加え、設備更改事業を実施していきます。この経費は、北設3町村で負担することになりますが、多額であります。しかしこのまま維持管理を続けていくことは、円滑な電送に不安を生じますので、本年度の事業として、取り組んでい

くことが重要と判断をいたしました。財源といたしましては、国の特別地方交付税や過疎債等を充当し、事業を実施してまいりたいと考えております。

4つめは、産業振興への取り組みについて申し上げます。農業を取り巻く環境につきましても、経営者の高齢化、担い手不足、農地の荒廃など、依然として多くの課題を抱えておりますが、農家との共同により取りまとめた、人・農地プランを基礎として、地域の中心となる経営体を育成し、地域農業の再生を行ってまいります。また関係機関や関係団体と連携し、将来農林業の担い手となる方の早期定着と経営の安定を図るため、農林業担い手支援住宅や国の青年就農給付金制度を活用し、必要な支援を行ってまいります。さらに多面的機能支払い交付金、環境保全型農業支払い交付金、第4期対策として実施する中山間地域直接支払い交付金事業等に積極的に取り組み、地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。林業につきましても、水源林対策事業。あいち森と緑づくり事業等に組み、水源かん養、山地災害の防止等、森林の有する公益的機能の向上を図ります。また間伐材の有効利用のため、搬出の支援や森林整備地域活動支援交付金や間伐実施に対し、引き続き支援をしてまいります。

農作物への鳥獣害対策といたしましては、捕獲わなの購入、猟銃免許取得や更新に必要な費用の支援等、有害鳥獣保護対策について、引き続き強化を図るとともに、新たに運営するつぐグリーンツーリズムの方たちによる獣階捕獲個体のジビエ肉加工施設の運営が安定的に図られるよう協力をし、獣害対策への効果につなげていけるよう努めてまいります。

町内の中小企業者に対しましては、雇用また物販の活性化に繋げるため、引き続き商工業振興基金などの借入をされる事業者に対し、設備資金借入金の利子補給を行い、商工業者の資金繰りが円滑化されるよう支援をしてまいります。

5つ目は観光事業推進への取り組みについて申し上げます。本町には、きららの森、面の木園地、はなの山公園、田峯城、田峰観音、つぐ高原グリーンパーク、きららの里など、観光資源が豊富にあります。これらの観光資源のさらなる磨き上げを行い設楽町の魅力と、積極的に情報発信をしてまいります。また、総合的 PR とツールとして、とましーなちゃんをフルに活用し、観光大使、設楽アドバイザーのお力も借りながら、広く設楽町を売り込んでまいります。具体的施策としまして、平成4年6月に開城した奥三河における代表的な山城、歴史の里、田峯城で、田峯地区の皆さんや設楽町公共施設管理協会と協力をし、合併冠事業として開城記念イベントを行います。観光施設については、維持補修の中長期的な計画と共に各施設の指定管理の事業実施計画や収支状況をチェックしながら、効果的、効率的な運営とサービス向上を目的としたモニタリングを実施してまいります。県内最大級の規模を誇るブナ林の原生林が、存在する段戸裏谷原生林、きららの森へ誘客促進策としまして、きららの森整備事業整備計画の策定を行い、きららの森周辺の施設整備に着手してまいります。ま

た近年、観光ニーズがより広域化していることから、奥三河観光協議会を始め、関係団体による奥三河、東三河地域での観光交流を積極的に支援をし、広域連携を促進してまいります。平成 27 年 4 月開催の 2015 全国さくらシンポジウム in 奥三河や第 1 回奥三河パワートレイルなどの全国規模のイベントの開催は、全国に設楽町を発信できる絶好の機会であります。その成功に向け、関係団体はもとより、奥三河全体で歓迎する取り組みを行ってまいります。

6 つ目は、地域医療と健康維持強化への取り組みについて申し上げます。まずつぐ診療所について申し上げます。本年度も医師派遣体制を継続していきませんが、愛知県や僻地医療支援機構、北設楽郡医療等に関する協議会、及び郡医師会とも調整を図り、常駐医師の確保と医療、介護等、医療機関との総合連携を保ち受診者のニーズに応えてまいりたいと考えております。保健事業につきましては、町民の健康増進のため、健康日本 21 計画、いきいきしたら計画を引き続き推進します。町民と協力しあって健康づくりに取り組むことができるよう、町民代表のいきいき進め隊と行政職員が協力し、みんなでひろげまい健康の和を合い言葉に、心、体、子どもの 3 分野で各種事業を実施いたします。健康増進対策として、引き続き特定健康診査、節目の年代には無料クーポンの配付する各種がん検査を実施すると共に審査結果を基に特定保健指導、個別健康相談を実施します。また、いきいきと元気に過ごすため、心の健康相談も実施いたします。合併 10 周年記念事業として、胃ガンの発生に深く関わりのあるピロリ菌感染検査、心に関する言葉を集めた心の日めくりカレンダーの作成を実施いたします。保健予防対策として、引き続き定期の予防接種を実施するほか、任意の予防接種補助では、新規に乳幼児ウイルス性胃腸炎の中でも、とりわけ重症化しやすいロタウイルスに対する予防接種補助を実施し、子育て世代の負担軽減を図ります。母子保健対策として、引き続き乳幼児健康審査、幼児歯科検診、育児教室、乳幼児相談、健やか子ども相談を行うほか、医療機関で行う妊産婦、乳児健康診査費、出産時町外滞在費の助成を行い、安心して子どもを産めるよう支援をいたします。

7 つ目は、道路河川の整備に対する取り組みについて申し上げます。始めに、国県町道の整備について申し上げます。愛知県により、田口杉平地区から神田こんにやく村の間において、整備が進められてきました岩古谷トンネルを含む国道 473 号設楽バイパスが、27 年度の早い時期に開通を迎えます。開通しますと、神田区の皆さんをはじめとして、町民生活の利便性が著しく向上するものと期待をしております。こうしたように道路の改良は、地域住民の利便性の向上だけではなく、通行の安心、安全の確保並びに産業発展にもつながるものであり、引き続き国道 257 号の安沢の坂の譲り合い車線の整備と共に田口上原地区間のバイパス工事をはじめ、国道 420 号の整備、さらに県道設楽根羽線、和市清崎線等の主要幹線道路の早期開通を目指して工事を続けてまいります。また既存の町道については、引き続き適切な維持管理に努めると共に、老朽化な

どにより、修繕が必要となった橋梁の工事を行い、落橋などの事故を未然に防ぎます。また林道では、木材価格低迷の中、伐採作業を容易とする林道の整備が必須の課題となっております。昨年度に引き続き、開設2路線、改良6路線、舗装6路線の整備に努めてまいります。次に農村基盤の整備です。長江地区の農道スタベ線の開設に向け、測量設計業務を本年度から行います。また川口地区において、老朽化した用排水路の改修のための計画策定を行います。

8つ目は、若者定住対策、子育て支援の充実に対する取り組みについて申し上げます。始めに保育園の建て替え事業及び補助について申し上げます。現在の名倉保育園舎は、昭和51年に建て替えられ、38年が経過しており、耐震診断により強度不足が指摘されています。さらに床等の大規模な修繕も必要な状況で、安全性の確保が必要であったため、現園舎と名倉中学校の間にある駐車場敷地内に設楽町産材を利用した木材平屋建ての、定員30人規模の、新しい園舎を平成28年3月の完成を目標として建設工事に着手をいたします。また田口宝保育園の現在の園舎は昭和45年に建設され、44年が経過し、耐震診断によって、強度不足が指摘されています。平成27年度に基本実施設計、28年度から29年度にかけて建設工事、29年10月を完成予定となっております。町からは、社会福祉法人への補助基準に基づき、設計建設費用に対して、適切に補助を行い、園児の安心、安全の確保を支援をいたします。続きまして、教育行政について申し上げます。始めに学校教育関連の事業について申し上げますが、町内小中学校の危険校舎等の改築、耐震改修については、概ね完了をしたところですが、田口小学校におきましては、建築後25年が経過し、外壁のひび割れ、汚れ、屋根の傷みが目立ってまいりました。また同校の鹿島ホールにおきましては、吊り天井の構造であり、地震等による天井落下のおそれがあり、早急な対応が求められています。校舎の大規模改修工事と鹿島ホール天井改修工事を行い、安全、安心な教育環境を整備してまいります。また中学生海外派遣事業についてです。本町中学生の派遣先であるアメリカ合衆国イリノイ州シカゴ近郊のアーリントンハイツにある中学校との交流も回を重ね、絆も深まってまいりました。平成27年度におきましては、5月13日から5月20日の8日間の行程で、設楽中、津具中の3年生46名を派遣いたします。同年代の子どもがいる家庭にホームステイをし、文化の違いを肌で感じ、自分の生まれ育った郷土を見つめ直し、将来の設楽町の担い手として活躍を願っております。次に歴史民俗資料館の建設関連の事業です。清崎地内におきまして、本年度敷地造成工事を行いました。あわせて民俗資料館の建設にむけた基本構想を進めていく中で、造成地とこれに隣接する南側の土地を含め、町の玄関口としてふさわしいものとなれるよう、26年度予算で、地域整備基本構想を作成しております。27年度は、この構想をもとにして、資料館建物本体の基本設計及び収蔵品展示基本設計を行います。

9つ目に生活環境の整備と福祉の充実に対する取り組みについて申し上げます。まず生活環境の整備について申し上げます。町民の皆様の住環境整備とし

て、住宅建設、上下水道整備を推進します。町営杉平向住宅の建設は、愛知県地域住宅整備計画に沿って、平成 26 年度より建設着手しており、平成 27 年度に完了いたします。この住宅の完成により、住宅に困窮している方の解消、安心、安全な暮らしの確保ができ、若者定住に繋げていきたいと考えております。生活のもとになる生活用水の確保は水道事業、飲料水確保対策事業の推進により、100%となっております。清嶺豊邦簡易水道施設の老朽化に伴う配水管の更新事業は、平成 26 年度に完了し、名倉、津具簡易水道配水管更新工事を平成 26 年度に引き続き実施してまいります。田口地区の下水道整備につきましては、平成 26 年度に関係地区説明会の実施、あり方検討委員会を開催し、平成 27 年度中に県代行申請、事業採択を行ってまいります。あわせて処理場用地取得、環境調査を進めていき、平成 28 年度より、事業着手ができるように努めてまいります。

次に福祉の充実について、申し上げます。町高齢者を取り巻く状況として、医療、介護施設などの社会資源が限られ、人口減少及び超高齢化が進む中、平成 27 年度からの町高齢者福祉計画の基本理念として、高齢者が健やかで、安心して元気に暮らせる町を掲げ、地域の助け合い活動の推進と在宅生活の支援として、主に 2 つの施策を実施いたします。まず 1 つ目は、ロコモ教室の実施費用などの地域介護予防活動支援交付金として、現在の補助金制度から対象経費全額を交付する制度に拡充します。住民団体による介護予防活動などの取り組みは、高齢者や地域社会にさまざまな好影響を与えていることから、その重要性を踏まえ、支援してまいります。2 つ目は、高齢者移送サービス事業として、要支援、要介護認定者、障害者の方の全員を対象に、通院にかかる 24 時間体制の移送サービスを実施いたします。シルバー人材センターと町内タクシー事業者の計 7 台の車両体制により、一定の利用者負担制度を取り入れ、道中の買い物支援にも対応した制度といたします。

最後に消防防災対策の強化への取り組みについて、申し上げます。まず、町消防団活動について、新年度の愛知県消防操法大会が、8 月 8 日、土曜日、豊川市の音羽運動公園を会場に開催され、設楽町を代表して、清嶺分団が出場をいたします。年々訓練会場の確保が非常に難しい中ではありますが、今回は旧清嶺保育園跡地を練習会場として利用し、4 月中旬から 8 月上旬にかけて日々の厳しい訓練と、これに備えるための大会出場に要する費用を計上いたしました。消防団員は、昼間、各自の仕事をしながら、消防の訓練を行うため、団員のみならず、家族にも多大な苦勞をおかけすることになりますので、町といたしましても、消防団員が安全に消防技術の向上を図り、大会において、練習の成果を最大限発揮できるよう、全力でサポートに取り組んでまいります。防災対策といたしましては、近年、大雨による土砂災害が全国的に頻発しており、住民に対し、迅速かつ的確な情報の周知、および避難態勢の確立を図ることが急務であることから、新年度においては、災害危険箇所区域等を再度精査し、

記載をした防災マップを新たに作成をし、全戸に配布をしてまいります。またよりいっそう住民の防災意識の向上と危機意識を高め、あわせて危険区域内の居住者リストを整備して、行政と住民の連携による地域の防災力を高め、町全体の防災体制の強化を図ります。なお、町の防災訓練につきましては、引き続き地域住民の防災意識を高め、災害の実際に則し、有事の際にそれぞれ円滑に行動できるよう、訓練の実施を計画してまいります。また近年、全国各地で予測できないような大災害が続くなか、平成25年度末に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律という、これまでにない画期的な法律が成立し、消防団の充実とともに、地域防災体制の強化を進めることとされました。新年度予算では、その法律の中の消防団の装備の基準を基礎とし、第1に災害救助用として、家屋倒壊時や道路を塞ぐ倒木の除去を目的に、各消防団にチェーンソーを3台、合計12台を配備するとともに、浸水被害対策として、水中ポンプを2台購入いたします。第2に、広域対策として、通学路や生活道路を除雪する除雪機を3台、また災害対策用として前年度に引き続き有事の際の洋式、車いす対応非常用トイレを3台、プライベートスペーステントを10基購入し、災害時に対応できるよう整備をいたします。

以上、私の所信の一端と主なまちづくり施策を申し述べさせていただきます。

最後に先ほど、地方創生について述べましたが、私は、我が国が高度経済成長期のような、かつての活力を取り戻すためには、なによりも地方が元気になることが不可欠と考えております。今後は国は地方創生のために、さまざまな施策を展開するとしておりますが、真に地方が元気になるためには、国任せの体質を改善し、これまで以上に、地方自らが責任を持ち、自らの意志で行動をしていくことが必要になると考えております。新年度は、設楽町がよりいっそうの飛躍ができるよう創意工夫により、自主、自立のまちづくりに、疾風に継走を知る、いわゆる人としての意志や信念の賢固さを見分けるとの気概をもって取り組み、全ての町民の皆様が将来に明るい希望の持てる地域社会を構築する決意であります。どうか議員各位をはじめ町民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願いを申し上げ、施政方針といたします。ありがとうございました。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」を終わらせていただきます。なお2月19日に全員協議会で議員各位との意見交換会のなかで、町長は本日ただいまより田口高校の卒業式の祝辞がございますので、中座させていただくことと、冒頭に町長が申し上げました、原田勝一さんがなくなられ、彼は設楽町議会の永年の議員であり、またダム対策協議会の対策の役員を長く務められておりました。町の行政功労者でもあり、また国の叙勲も受けております。そうした関係で、町長、卒業式の祝辞をすませた後、葬儀に顔出しして、議会に戻るということですので、少し時間が、午前中には帰って来ますけど、遅くなりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それではお諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

〔町長退席〕

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「東三河広域連合議会議員の選挙」に入ります。なお、議員の中から選挙をしますので、議員全員が候補者であります。立候補の意志にかかわらず、最多得票者が当選となりますので、御承知おきいただきたいと思います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番松下好延君及び4番夏目忠昭君を指名します。それでは投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異状なし」と認めます。それではただいまから投票を行います。1番金田敏行君から順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終わります。

開票を行います。3番松下好延君及び4番夏目忠昭君。開票の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票12票、有効投票のうち松下好延君6票、金田敏行君4票、田中邦利君2票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票です。したがって松下好延君、金田敏行君が東三河広域連合議会議員に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

松下好延君、金田敏行君がここにいますので告知をいたします。

議長 日程第7、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。佐々木副町長。

副町長 報告第2号「専決処分の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので報告する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。次のページに専決処分書を添付させていただいております。昨年の9月定例会におきまして、契約締結をお認めいただいた名倉津具簡易水道配水管更新工事南その2について、契約金額を5,400万円から41万400円を減額しまして、契約額を5,358万9,600円にし、契約をいたしました。工事概要及び変更の内容につきましては、資料を添付させていただいております。議会から町長の専決処分の指定をいただいている範囲以内の変更額でございますので、報告をさせていただきます。以上です。

議長 ただいま報告の説明がありました。
質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりました。
報告第2号は、終わります。

議長 日程第8、議案第1号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第1号「工事請負契約の変更について」、平成26年6月24日に議会の議決を得た町営杉平向住宅、仮称でございます。建設工事の契約の一部を変更したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。1 契約の目的、変更ございません。2 契約の方法、変更ございません。3 契約金額、3億7,692万円を3億8,017万4,040円に変更します。契約の相手方、変更なしでございますけれども、これにつきまして、1月15日に、代表取締役の変更がございました。届出が2月26日にございました。契約の相手方につきましては、法人株式会社太平建設でございますけれども、代表取締役が変更したということで、議案のほうは、契約の相手方変更なしとさせていただいております。代表取締役が替わったということがございます。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。議案第1号の参考資料としまして、別添に、今の変更理由の内容につきまして、記述をさせていただいております。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。
議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第1号は、可決されました。

議長 日程第9、議案第2号「町道路線の認定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第2号「町道路線の認定について」、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を認定したいので、議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。認定路線でございます。路線名が田口神田線、起点が小松字中道7の4、終点が平山字宇洞平11の6。路線名、黒倉神田線、起点が平山字上貝戸9の5、終点が平山字向貝津7。路線名、黒倉1号線、起点が平山字向貝津12の5、終点、平山字向山11の3でございます。説明としまして、田口神田線につきましては、国道473号、設楽バイパス等の完成に伴い、国道473号の旧道となる部分を認定し、町道として管理するためでございます。黒倉神田線につきましては、同じく国道473号設楽バイパスにより、神田黒倉線が寸断されるため、国道473号の旧道と新道を結ぶ町道を別路線として認定し、管理するためでございます。黒倉1号線につきましても、国道473号設楽バイパスにより、神田黒倉線が寸断されるため、旧道部分を別路線として認定し、管理するものでございます。裏面にカラーコピーで、それぞれ位置図等を記述してございますので、参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 田口神田線の町道化によりまして、今議会に出されております陳情第2号「堤石トンネルの閉鎖の中止を求める陳情書」というのがありますが、これは、願意は達成されたということで、理解してよろしいでしょうか。

建設課長 田中議員。最後の部分、陳情第2号の後の部分、もう一度お願いしたいと思います。

10 田中 失礼しました。陳情第2号として、平山区長及び平山地区道路推進会長の氏原さんからですね、国道437号線堤石トンネルの閉鎖の中止を求める陳情書というものが出ておりますが、添付の資料を見ますと、堤石トンネルも含めた町道田口

神田線が町管理になるというふうに記されておりますので、願意が達成されているのではないかとこの質問です。

建設課長 今回の御質問ですけれども、現時点においては、堤石トンネルは通るような形をお願いをしたいと思います。今、町の執行部として考えているのは、町道飯田海老線が開通した段階と、それから、9月の補正予算でお願いをし、今度路線名の変更をお願いをしております神田黒倉線の改良ができた段階で、堤石トンネルを封鎖したいと考えております。地元のほうにも、そういう方向で進めさせていただきたいということで、説明等にあがっている状況です。以上です。

議長 ほかにございませんか。

5 渡邊 今と同じ所の件ですけれども、同じような事由になりますけど、要するに、町道になる神田黒倉線ですか、この部分、非常にカーブが多くて、冬なんか特に通りにくい、という陳情です。町道になると、そんな大変危険だとかそういうことはないですよ。要するに、この陳情書にあるような、町道にはなるけれども、その部分を通ると、非常にカーブが多くて、危険な状態だという文言が書いてあるんですけれども。改良計画があると聞いていますが、飯田海老線と同じ規格での改良ができない限り、納得ができませんという、そのへんは大丈夫ですかね。意味がわかりませんか。

建設課長 地元の皆さんがおっしゃられているのは、神田黒倉線が、一部、集落の中をはしっている部分が、狭いとかカーブがきついかいというような状況、従来勾配がきついかいというお話があって、こういう陳情書が出されていると理解しています。町としては、今改修計画を入れて、地元の方々が納得していただけるような形で改修を進めていって、堤石トンネルを封鎖していきたいので、地元で理解をいただくため努力をしているという状況であります。以上です。

2 金田 改良の完了予定、供与開始予定はいつですか。

建設課長 飯田海老線が、3年ぐらいかかる予定です。全線全部できるのが。町もなるべくその時期にあわせるような形で、改良を進めていきたいと考えております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第2号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第10、議案第3号「町道路線の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第3号「町道路線の変更について」、道路法第10条第3項の規定に基づ

き町道路線の変更をしたいので議会の議決を求める。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。変更路線でございます。路線番号が 50、井戸入中島線でございます。起点が変わっております。旧が田口字井戸入 23 から田口字井戸入 29 の 1 でございます。次に路線番号 208、神田黒倉線、終点が変わっております。旧が平山字上貝戸 9 の 5。新が平山字向山 8 の 2。説明といたしまして、井戸入中島線、起点を辻前井戸入貯水池線から町道井戸入小西谷下線まで延長し、町道として整備管理するものでございます。神田黒倉線、国道 473 号設楽バイパスにより、認定路線が途中で寸断されるため、終点を変更して管理するためでございます。裏面にカラーコピーで参考図面を添付させていただいております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 3 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 3 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 3 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 11、議案第 4 号「指定管理者の指定について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、3 番松下好延君の退場を求めます。

〔3 番松下好延議員退場〕

議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 4 号「指定管理者の指定について」、次のとおり設楽町田口特産物振興センター等の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。1 としまして、公の施設の名称、設楽町田口特産物振興センター、設楽町歴史の里田峯城、設楽町清流公園、設楽町ふれあい広場、設楽町名倉水泳プール、設楽町田口テニスコート、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人設楽町公共施設管理協会、指定管理者となる団体の所在地、設楽町田口字後口 4 番地 4。指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。設楽町田口特産物振興センター等の公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。裏面に参考資料としまして、一般社団法人設楽町公共施設管理協会の概要を添付させていただいております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 議案第4号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第4号を総務建設委員会に付託します。

3番松下好延議員の入場を認めます。

〔3番松下好延議員入場〕

議長 日程第12、議案第5号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「指定管理者の指定について」、次のとおり設楽町田口山村トレーニングセンター及び設楽町津具基幹集落センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めます。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。公の施設の名称、設楽町田口山村トレーニングセンター、設楽町津具基幹集落センターでございます。指定管理者となる団体の名称、公益社団法人設楽町シルバー人材センター、指定管理者となる団体の所在地、設楽町田口字矢高5番地7。指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。設楽町田口山村トレーニングセンター及び設楽町津具基幹集落センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。参考資料としまして、公益社団法人設楽町シルバー人材センターの概要につきまして、裏面に添付をさせていただいております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

9熊谷 この、代表理事が2名になって、名称及び代表者は、代表理事1名となっていますが、これ代表理事が2名おって、なんでこの人だけになっているかという説明をしていただきたい。

総務課長 シルバー人材センターにかかる、今回の申請の中で、履歴事項全部証明書というものを求めています。その中で登記されている役員の事項ですが、代表理事が2名登記されています。これは、もともと津具と設楽とありまして、支所ということで津具の方がもう1名登記の方はされています。今回、名称及び所在地のところの代表者のところは、このシルバー人材センターの規約の中では、会長になる人がいまして、伊藤勝さんが申請をされてきていますので、組織を代表するものとして、伊藤勝さんを代表理事という形でここに記載させていただいています。以上です。

9熊谷 これ、旧津具と旧設楽と合併したのかね。シルバーは。したということになれば、やはりどこにいても、代表理事が2名というのは、副ということならわかるけど、この申請を機会に、代表2名というのを、少し現実とあわない。今総

務課長の言った説明は理解しましたがけれども、2名というのは一考するべきだと思います。今日以降、検討して、やっていただいたらいいかと思っています。

総務課長 専門でないものですが、この公益社団法人の法律がありますので、そちらの方を勉強して、シルバー人材センターと一度協議して、当然登記しているものですので、対応していきたいと思っています。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第5号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第5号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第6号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号「指定管理者の指定について」、次のとおり設楽町田峯農村環境改善センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。公の施設の名称、設楽町田峯農村環境改善センター。指定管理者となる団体の名称、地縁団体田峯区。指定管理者となる団体の所在地、設楽町田峯字手籠前37番地。指定の期間平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。設楽町田峯農村環境改善センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。参考資料としまして、裏面に地縁団体田峯区の概要を添付させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第6号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第14、議案第7号「設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木副町長。

副町長 議案第7号「設楽町指定介護予防支援等の事情の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い規定を整備する必要があるためでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 そもそも今説明にありました法律の施行というのが、平成22年6月に地域主導戦略大綱の閣議決定がされて、これまで国が定めていたさまざまな施策やサービス、事業等に関する基準を、地方公共団体の条例で定めるようにするための改革がなされ、この法律ができております。これに基づきまして、介護保険法が改正をされ、今回の新しい町の条例ができるというものであります。定める中心のところは第2条の後段の方に、記録の保存期間はその完結の日から5年間とするということが中心的なところであります。通常文書保存年限は、国の基準で2年となっております。しかし介護保険料やサービスの利用料を還付するための必要がございますので、その保存年限を5年といたしまして、資料保存をするというのが今回の条例を定める主な内容であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

副町長 設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例と書かれております。次のページをめくっていただきますと、平成27年設楽町条例、あきで号ですね、設楽町指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例ということで、条例の名前が違っておりますので、今確認をさせていただいております。この件につきましては、次の文教厚生委員会の方に付託されましたので、そのときに詳細について説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長 お諮りをします。正誤確認のため暫時休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時27分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長 議案内容につきまして訂正がございましたので、今お配りをさせていただきます。差し替えの方をお願いをしたいと思います。

議長 それでは引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第7号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第8号「設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について」、設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、規程を整備する必要があるためでございます。以上で説明を終わります。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 この新規条例も、先ほどの議案第7号と同趣旨でございます。先ほどの国が定めていたさまざまなサービスや事業の基準を、地方自治体の条令で定めることができるというものの趣旨に基づいております。新規条例を見ていただきまして、まず第2条のところでございます。包括的支援事業と高齢者相談センターについて、それぞれの基本方針、基準などを定めるものであります。第3条は包括的支援事業の基本方針でございます。これを定めるわけでございますが、第4条のところが高齢者相談センターの基準等でございます。条文の中に第1号被保険者とありますのは、65歳以上の方でありまして、設楽町には現在約2,400人がおられます。この第4条の文面は、基本としては国の文面に沿っておりますので、この文言でまいりますけれども、それを引用して、1枚めくっていただいた(3)のところは、3,000人以下の場合の配置職員の数を明記しております。設楽町の場合は、その一番下の概ね2,000人以上3,000人未満というところを適応いたしますこの人数を配置するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 渡邊 条例に則した人数はいるというようにみえると思いますが、兼任だとかそういったものは問題ないですか。

町民課長 現時点でこの人数を満たすところは確保をしております。特に兼任も行っておりません。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議長 議案第8号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第16、議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」、設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分、給与、勤務時間等をあらためて定める必要があるものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

教育課長 新制度、教育委員会制度の改正に伴いまして、現教育長が特別職となります。そのために、現在の給与体系が変わるものでありまして、その関係につきましては、報酬審議会等がございまして、総務の方でお願いをしております。

総務課長 それでは、この条例については、5本の条例の一括条例でありますので、1条ずつ説明をいたします。第1条ですけど、設楽町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。この条例の中で、現在教育委員会において、委員長の報酬月額が規定されています。今回の法律の改正に伴い、教育委員長の職を廃止して、教育長で一本化するという町の方針のもとで行いますので、この教育委員長の区分を削除するものであります。続いて第2条の設楽町特別職の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第1条につきましては、特別職の職員に関する規定で、新たに教育長を特別職に位置づけるものであります。第4条第2項ただし書きにつきましては、特別職の期末手当の支給割合を定めているもので、一般職の割合を読み替え規定で定めています。昨年の臨時会で改正した割合について、再度6月と12月の支給割合を改正するものであります。100分の140を100分の147.5、これは6月の支給割合です。続いての100分の162.5は、12月のものであります。年間の合計月数については、変わりはありません。続きまして、第3条の設楽町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。第2条中に特別職の報酬審議会に係る役職が

あります。議員及び町長、副町長の給料、報酬月額を改正する場合は、特別職報酬審議会の意見を聞くものとするという規定であります。今回教育長が特別職になりますので、教育長の部分を改正するものであります。第4条設楽町職員定数条例であります。これは第1条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条項ずれであります。教育委員会事務局職員の定数に関する規定であります。別表は、教育長の特別職への移行にともない事務局職員の定数を7名から6名に改めるものであります。この改正に伴い、設楽町職員全体の定数を1名減とし、132名に改めるものであります。第5条設楽町公告式条例であります。これも先ほどの教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条項ずれで、規則等の交付に関して、教育委員会規則で定めるという規定であります。第14条の2が第15条の2に改まったことに伴いまして、条例改正するものであります。全体的な附則としまして、この条例の施行期日は平成27年4月1日からであります。附則第2項ですけれど、設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正であります。第6条第2項ただし書きで、議員の期末手当にかかる規定でありまして、町長、副町長及び教育長と同一の支給割合であることから、同じように100分の140を100分の147.5、100分の170を100分の162.5に改めるものであります。先ほど申しましたように支給割合についての年間の合計月数については改正がございません。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

9 熊谷 当然法律が変わって、教育長が委員長でなくなるということは理解してですね、報酬が上がることは当然だろうというふうに思っていますが、報酬審議会でどのような議論をされたかというようなこと。わたしも報酬審議委員の経験もありますので、どのような質疑があったかと。たぶん簡単にいったのだろうと思いますが、前の教育長のときには48万程度だと思ったのですが、今回は51万円、約3万円近くアップしている。その約3万円だと思うのですが、アップの基準、どういうところでアップ分を算定するのか、これを教えていただきたい。

もう1点は、今の改正する段階だと、教育長自治法から設楽町条例をみても、教育長に対しては出勤時間、終了時間も定められていたと思いますが、今回その改正はここには出てないわけですが、今度新しく教育長になると、その条例は適用にならないではないかと思うのですが、いかがでしょうか。出勤時間等について。この2点をお答え願いたい。

総務課長 1点目の特別職の報酬審議会の関係ですけれど、今回の教育長の報酬を定めるにつきましては、報酬審議会は開催していません。従来特別職報酬審議会の条例においては、先ほど説明しましたように、議員報酬それと町長と副町長の給料を改める場合には、特別職報酬審議会を開くわけですけれど、現在のところ、教育長は一般職の職員でありますので、今回は特に報酬審議会を開催していません。従来報酬審議会を開催したときに、あわせて他の非常勤特別職、その他の委

員とか、そういう方々の報酬も、議員、それから町長、副町長の報酬を、審議会をかけたときに、あわせて改正をしているものでありまして、今回は、議員と町長、副町長の報酬を改めてごさいませんので、審議会を開かずに、他市町村の動向を踏まえて決定させていただきました。具体的に申しますと、県内の町村の教育長と、それから副町長の給料月額を基準に、まず考えました。副町長に対して、教育長の給料月額がどの程度の割合を示しているかという基準を、まず調査しました。愛知県全体の平均の率が0.91であります。0.91が県内の町村の平均であります。それで今回の計算を考えると、設楽町の副町長の給料月額に対して計算するいくらになるかというのを一点考えました。51万1,420円になります。もう1つは、現在教育委員会の委員長が月額7万5千円あります。教育委員は4万5千円あります。この差額が3万円あります。今回の法律の改正で、教育委員長と教育長を一本化して、新たな教育長を設置するということでありまして、非常に責任が増大してくものというふうに考えまして、この3万円の格差というのをひとつの参考としまして、計算しますと48万5千円足して51万5千円という形です。もう1点は、副町長と現在の教育長の間にあたる金額はどの程度かという数字を求めまして、この数字と、これが52万3500円になります。この3つの算定数値を平均化したところ51万7千円という形で条例で新たに教育長の報酬月額、給料月額を規定させてもらうものであります。

先ほど言いましたように、教育長は、一般職の職員でありましたので、教育長の条例、勤務時間等の条例は単独で現在あります。これについては、今回、法律の改正においても、特別職になるものの勤務時間については、別に定めるという法律改正でありますので、この次の条例の方で新規に規定を御審議願って、附則の方で従来の教育長の勤務時間に関する条例を廃止させていただくという形でありまして、よろしくお願ひします。

議長 他にございせんか。

9 熊谷 大変わかりやすい説明で納得したわけですが、ひとつ私の経験の中で、平成15年当時、ある町村の報酬審議会で、テーマが教育長の報酬ということで出たものですから、今設楽町のと、当時私がいたときのと条例が違うかもしれません。その時に教育長がある課長より報酬が低いというようなことで、報酬審議会が開かれて、そこでいろいろ議論されたという経緯があったものですから、聞いたわけですが、総務課長の説明で納得しました。それからまた出勤時間についても、やはり早く定めないと。次回の議会に早く。最終議会に出るということですね。今議会に出すということですね。出ている。わかりました。

4 夏目 参考までに郡内の東栄町、豊根村並びに近隣の町村、西三河くらいのところ参考までに教えていただける数字がありましたら、よろしくお願ひします。

総務課長 よその町村のことを申し上げるのも非常に心苦しいですが、東栄町は48万円あります。現行ですね。今まだ審議前ですので。豊根村は47万9千円あります。ただ、この法律に基づく、新教育長の制度については、設楽町は愛知県の中

で先駆けて、経過措置を設けず実施するということでありますので、よその町村の今現在の数字であります。改正しない場合は、このまま。新しい教育長ができるまでは、今の現行の教育長の給料月額がそのまま続いていきます。もうひとつちなみにですね、一番近いところで申しますと、幸田町が60万であります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議長 議案第9号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第17、議案第10号「設楽町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「設楽町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について」、設楽町教育会教育長の勤務時間等に関する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の勤務時間等を改めて定める必要があるものでございます。詳細につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきます。

教育課長 現行の教育長ですが、あくまでも常勤の一般職でございます。その給与、それから勤務時間、その他の勤務条件につきましては、教育公務員特例法第16条によりまして、条例で定めております。この制度改正に伴いまして、特別職になるわけですが、その新教育長の勤務形態につきましては、現行から変更されるということは、想定しておりません。そのために新教育長につきましては、現行どおり常勤としまして、職務専念義務というものが課されております。こういったことで具体的な勤務時間を特定することは必要であるということで、今回条例を制定させていただきました。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

9 熊谷 この4条、これをどういう解釈をしているか、執行部の考え方をお聞きしたいと思います。教育長は営利企業従事許可をとり従事する場合の範囲だとね。いろいろな営利企業とは、いろいろな解釈の仕方がありますので、その辺をどこまで認めているのか。教育委員会で、許可を受けられるのか。その範囲を説明を願いたいと。

教育長 教育行政の法律の改正の中に、今まではサービスのところがなくて、先ほど申しました教育長は常勤である。というのもここにうたわれています。その中に、教育委員会の許可を受けなければ、営利企業にはつくことができません。それで具

体的にあるのが、人事院規則がない場合は、地方公共団体の規則における地位を兼ねたり、もしくは、自分で営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務に従事もいけないということでございますので、このあたりは、今の一般職の公務員とだいたい同じ解釈をしてよろしいかというように考えております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

9 熊谷 新しく教育長の場合は、今だと公務員という形もあるのですが、今後特別職として位置づけされている町長、副町長と同じような立場になれば、選挙関係については、教育長はどこまで許されるのか。それは許されるのか。

教育長 先ほどから説明がありますように、今までは教育公務員法という中に位置づけされていて、教育長は特別職ではなくて一般職だというふうにいわれておりますので、当然一般職の公務員に準じた制限がされます。今回は営利企業ですとか、あるいは常勤で勤務時間も、常勤といっても一般職は規則で決まっていますが、ただそのままですと、勤務時間がないので、常勤として勤務時間を定めなさいと、地方教育行政の文言で定められました。その部分については、一般職と同じような扱いがされますが、政治活動については、今まだそこまでの勉強をしていませんけども、普通の町長、副町長と同じ特別職というような扱いをされると思います。ただ、町長、副町長と絶対的に違うのが、教育行政に関しては中立公平というのが、当然求められますので、そういう意味ではそういう政治的な部分のところの活動については、法律に定めがなくても、そういうところに従事するというか、顔を出すというか、携わるのはいけないというふうに解釈をすべきだというふうに思っています。

9 熊谷 今回、愛知県下でこういう改正をされたのが、設楽町がトップだと聞いております。ですからこれが全国に広がっていきます。そういうときにはやはり設楽町が見本を示す絶好のチャンスですから、それをしっかりした教育長をやっていたきたいということで、今設楽町が名前を売るときですので、ぜひ正しい解釈をして、素晴らしい教育長にしていきたいと。副町長いいですか。そういうことで、今、誰がなるかわかりませんが、多分そのまま続投されると思いますけど、設楽町の1号の教育長ということで、自負をもってやっていただきたいとお願いをいたします。以上です。

教育長 1点だけ。新聞で載っておりました田原市さんも多分3月31日でやめられるので、あそこも4月1日から新しい制度に乗っかると思います。ただ少しずつそういう動きがありますので、まだ今のところ情報はもっておりませんが、うちだけではなくて、今のところわかっているのはうちと田原ということで、よろしく願います。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議長 議案第 10 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 10 号を文教厚生委員会に付託します。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは 13 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18、議案第 11 号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 11 号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」、設楽町課設置条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。現在本庁に 7 課 1 室の課室をおいております。昨年 4 月国土交通省により、設楽ダムにつきましては、再検証の結果を踏まえ、継続と、方向性がきちんと示されました。また水没予定地からの移転もほぼ終了し、今後町のダム関連事業は生活再建サポートから、町道、農道、林道などの付け替え、水特事業の推進など地域整備に重点が移ってまいりました。こうしたことを踏まえまして、今まで以上に地域整備とダム関連事業を総合的に展開していくため、町の施策の総合調整機能を担っている企画課まちづくり推進室にこれまでのダム対策室で行ってきた事業を取り込みたいと思っております。そのため役場の機構を変更する条例改正をいたしたいと思えます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 ただいまの説明の中で、ダム対策室を企画まちづくり推進室に統合すると、こういうことだと思うのですが、私「企画課長」「企画課長」と呼んでいたのだけど、「企画まちづくり推進室課長」というふうになるのでしょうか。他の課は、この提案だと他の課の名称変更はないものですから、そこら辺をどのように理解するのでしょうか。

副町長 先ほど説明の中で、ダム対策室を廃止しまして、企画課の中に取り込むということでございます。企画課の中には、課内室として、まちづくり推進室がございまして、今までダム対策室で担ってきた事務について、企画課の課内室でありますまちづくり推進室のほうに事務をもっていくという内容でございます。

9 熊谷 総務委員会に付託されると思うのですが、早いのではないかね。まして、企画課の状況を見ても、設楽町の中でも大変多忙で、職員も一生懸命いろいろ苦勞

されておるといふうに、私は理解しているのですが、企画課へ入れると、当然ダム対策の職員が配置されるのだらうけども、まだ対外的にみて、やはり、これをダム対策室を企画課にいれるというのは、少し早すぎる。いくら国、県が了承したとしても、やはり設楽町はダムというときに、これを外してしまって。ことが順調にいくだろうと思ったら、いつ政権が変わるかわからない。政権変わったら、またダム対策室をつくるというような形は、ちょっとおかしい。ちょっとこれは時期尚早。ダム工事が本格的にいつて、完成されるだろうと、そういうときになら、ダム対策室を企画課にいれてもいいかと思えますけど、まだまだダムが本格的になっているわけではない。ましては37項目完全にクリアされたわけではない。まだまだいろいろな大きな問題を抱えている。1つの課を企画課と統合するのは簡単なことだと思えますけど、やはり対外的に見て、ダム対策室というのは、やはり重みがある。ちょっと時期尚早だと思えますが、いかがですか。

副町長 先ほど申し上げましたように、ダムに関する事業の中で、生活関連、ダムの水没者あるいは水没の地権者等の関係の調整がダム対策室の大きな事業の事務のひとつであったと思っております。それらにつきまして、先ほど申し上げましたように、国土交通省のほうからダムの継続という形が示されまして、また水没者の中で、124軒の中で123軒の移転が決まってきたということもございまして、これからにつきましては、ダム事業が再建の事業のほうに軸足が大きく移ってきたというようなこともございます。それから、また役場の職員も、例えば定年あるいは自己都合によりまして、辞められる方が出てくるわけですけど、人口が減って途中で、役場の機構もある程度考えながら、より効率的にやっていく必要がございます。そういうことも含めましてダム事業が非常に大きな事業でございますし、設楽町の中で、大きな位置を占めているということは、熊谷議員さんの言われたとおりでございますけれど、これからは、そうした地域振興のほうに軸足を移していくという中で、独立した室ではなくて、そういう事務を担う企画課の中で調整しながら事業を進めていったほうが効率的であるとの考えで、今回、ダム対策室につきましては、企画課のほうにもっていきたいということでございます。

9 熊谷 このダム対策室に対しては、副町長と認識が違う。再建のことがすんだから、事務的なことがすんだからということではないと、私は解釈しています。やはりダム事業を約40年かかっているいろいろとやって、ダム対策室が国県といろいろ交渉してきて、37項目のまとめをやってきた。事業自体が、建設課、産業課に移ろうとしても、やはり窓口としてダム対策室、ダムがある限りは、完成する少し前までは、ダム対策室、1つの課をもってないと。今、事務的なことがすんだから廃止で、課に入れようという考え方は時期尚早。設楽町が、ダム対策室があることによってもものすごい対外的にも違ってくる。これは、企画課に入れて、担当職員をおいたとしても、これはいかななものかと。これは賛成しかねる。今の副町長の説明だけだと、事務的なことは済んだからこうしましょう。効率化を図りまし

よう。これはちょっとおかしい。だったら我々ダム対策特別委員会も必要ないのですよ。今後そういうような考え方でいくのなら、議会でもダム対策特別委員会も必要なくなるという解釈なのかと思いますが、いかがですか。

副町長 特別委員会の件と今回の機構改革の話とは、まったく別の話でございます。先ほど申しあげましたように、ダム事業に関連することにつきましては、設楽町にとって大きな課題でありますし、それはしっかりと進めていかなければならないということで、議会においても、特別委員会がございます。今回の機構改革に際しまして、ダム特別委員会が必要ではないというような認識と、直接イコールではないというようなことを思っておりますし、議会のほうもそういう特別委員会が重要であるということで、それを廃止するという意志ではないと考えておりますので、その点と同列に考えることではないというように思っております。

9 熊谷 最終ですけれども、確かに議会と行政とは違いますけれども、行政がそういう形をするならば、我々議会としても、今後、ダム対策特別委員会というのが不必要になるのではないだろうか。今は私の個人的な考えですが。副町長の言うように別個ですよ。関係ないけれども、我々議会としては、執行部がそういう姿勢を出すなら、我々は必要ないという。私は個人的には、今委員長の立場から発言させてもらえれば、そういうふうにとれます。これからが大事なんですよ。これは残すべきだと。委員会でどのような結論が出るかわかりませんが、私は一考をさせていただかないと。これは、対外的においても、いろいろな面においても、これは問題が大きすぎる。まだ早い。そういうことを通告しておきます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第 11 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 11 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 19、議案第 12 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 12 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、給料月額引き下げ及び勤勉手当支給割合の改正をするため、この条例を提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、この給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明い

たします。改正の理由ですけど、平成 26 年度の人事院勧告に伴う給与制度の総合的見直しに関する改正でありまして、昨年の 11 月末に臨時会で給与の条例を可決されたのは、平成 26 年分の給与に関する部分でありまして、今回の改正は平成 27 年 4 月 1 日からのものであります。背景としましては、全国的な給与水準に関しまして、官民格差を踏まえて、日本全国で平均 2% 引き下げるとというのが、今回の全国的な改正の内容であります。それに伴いまして、給料表の改正、関連する手当の改正等もあわせて、今回改正しております。それでは詳細について、順をおって説明をいたしますので、新旧対照表のほうをお願いしたいと思います。まず 15 条の 2 の第 2 項であります。単身赴任手当の月額を 3 万円に改め、また住居と配偶者との距離が遠い場合に加算制度がありまして、その限度額を 4 万円 5 千円から 7 万円に改正するものであります。なお 3 万円については、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置が規定されましたので、後ほど附則のほうで説明します。続きまして、19 条の 2 ですけど、管理職員特別勤務手当であります。この条文は、従来週休日における管理職が緊急または臨時に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給していましたが、今回の改正で、平日の深夜勤務もこの手当に含めるというものであります。従来第 2 項の規定は、週休日の場合の手当額を定めていましたが、今回の改正で平日の午前 0 時から 5 時までの災害等への対応とか、臨時に勤務を要した場合に適用する規定であります。めくっていただいて、第 3 項であります。今回新たに第 3 項として規定するものですが、第 1 号は改正する前の第 2 項の規定を第 1 号として規定したもので、従来週休日における勤務 1 回の手当額として 8 千円を超えない範囲ということであります。また勤務時間が長かった場合には、100 分の 150 を乗じた額です。詳細の部分については規則で定めています。第 2 号ですけど、これが今回の改正で午前 0 時から 5 時までの勤務 1 回につき、6 千円を超えない範囲で規則で定める額ということあります。続きまして第 21 条第 2 項の第 1 号ですが、これは勤勉手当を定めているものでして、昨年の 11 月の改正で、年間の支給月を 0.15 ヶ月引き上げました。その結果、年間 1.5 ヶ月になったわけですが、今回 6 月と 12 月において、支給月数を 100 分の 75 ということで、同一割合にするものであります。第 2 号につきましては、再任用職員の規定です。続きまして、附則の第 12 項ですが、この規定は 55 歳に達した日の最初の 4 月 1 日以降、6 級の課長職においては、当分の間給料月額 1.5% を減額してまいりましたが、今回の法律改正で経過措置期間として、当分の間が、平成 30 年 3 月 31 日まで延長するものであります。したがって今後 3 年間 1.5% の減額は継続するということあります。続いての第 16 項ですけど、この規定は勤勉手当の割合 0.75 ヶ月で算出した勤勉手当総額に対し、附則 12 項で減額した額に所定の割合を得た額を規定するもので、勤勉手当の支給割合の改正に伴い改めるものであります。続きまして、別表の 1、2、4 がそれぞれの行政職給料表、行政職 1 と行政職 2 と医療職 3 の給料表であります。それぞれ全部の改正です。行政職給料表 1 については、1 級は全部、2 級はほとんどが引

き下げはございません。3級から6級にかけて、1%から最大4%の減額で本庁の職員で最高の減額となっている職員は、月額1万4,400円の減額であります。なお行政職に医療職3においても、減額の幅は圧縮はされていますが、若年層以外は減額となっています。続きまして、新旧対照表から改正の本文のほうへ戻っていただきたいと思えます。別表第5の規定は、級別職務分類表であります。本町は1級、2級の若年層が極めて少なく課長補佐が最も多いという構造的な課題に直面しており、さらに課長と課長補佐の役割を明確にする必要があるため、従来の給与体系であります6級制を、今回7級制に改めるとともに、新たな職務の級としまして、6級に課長級の次長を設け、管理職体制をよりいっそう明確にするものであります。表の改正については、6級のほうに次長の職務を加え、新たに7級を規定したものであります。全体の附則としましては、この条例の施行期日は、平成27年4月1日であります。附則の第2項ですが、今回の給料表の引き下げに伴い給料月額が大きく下がりますので、その激変緩和として、切り替え日の前日、いわゆる27年3月31日の給料月額との差額を減給補償として支給するものであります。たとえば、3月の給料が31万円であった職員が、4月に30万円に下がった場合、その差額1万円を30万の給料月額に加えて、実際に支給するのは3月と同様の31万円として支給するものであります。また55歳以上の6級以上の課長についても従来どおり1.5%の減額規定は継続されて、この減給補償も同様に算定されます。なお、この経過措置は30年3月31日までの措置にありまして、平成30年4月1日以降は、今回改正した給料表の、その時の給料額に基づいて支給されまして、30年4月以降においては、減給補償はございません。附則第3項と第4項については、関係する職員の欄で不具合が生じたような場合の均衡を図るために調整をする規定であります。第5項については、期末手当等の算定において給料の月額を算出率で除して得た額に、この減給補償額を加えて算定する規定であります。最後第6項は、本則の第15条の2、第2項で説明しました単身赴任手当に係る30年3月31日までの特例でありまして、条例では3万円に規定改正しましたが、この間、3万円を超えない範囲で、規則で定める額ということで、規則において平成27年度からの3年間は2万6千円と規定するものであります。以上が今回の給与条例の改正のものであります。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、議案第12号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 課長の説明よくわからないのですが、端的に言うと、町職員の給料は制度体制はあるのだけど、変わらないというふうに理解してよろしいでしょうか。それが1点です。2点目は、勤勉手当でありますけど、11月の臨時会で支給月を引き上げました。今回は逆に勤勉手当の支給割合を引き下げた。プラスマイナス、どういふふうな結果になるのでしょうか。以上2点、お尋ねします。

総務課長 1点目については、先ほど例で説明しましたが、今度の給料表で1万円下がったとします。3年間については、その下がった1万円を減給補償として支

給するという事で、結果的には3月の給料と同じ額です。ただしその激変緩和の措置は3年間あります。2点目の勤勉手当ですけど、去年は12月の勤勉手当の率を引き上げました。したがって1年間の合計の月数は1.5ヶ月です。今回の改正は、6月も含めて半々にすると。要は6月は0.75ヶ月にして、12月も0.75ヶ月で、1年間は1.5ヶ月で変わらずということです。

10田中 そうしますと、3年は変わらないということか。3年は変わらないけど、その後、変わっていくわけですが、それは人事院勧告というか、国の制度で織り込み済みの制度を、設楽町でも適応するというふうなことでしょうか。

それからもう1点、11月の臨時議会で議員の給与なんかは上げていただいたのですが、これは見合わせるべきではないかという議論をしたときに、町長でしたかね、執行部のほうが、景気対策で必要だよと、大いに効果があることだから、これは断行するというようなことを言ってみえたのですが、職員の給与が下がると、もっと地域経済には影響を与えてくると思うのですが、その総額は3年以降どのくらいになるのでしょうか。以上。

総務課長 1点目は、これは国の人事院勧告どおりです。国のほうも激変緩和しなくてはいけないということで、3年間の措置です。

2点目の給与の差額ですね。3年後には、その間には、それぞれの職員、55歳以下の職員は、昇給がずっとあります。55歳以上の職員は、昇給がありませんので、別にしますけど、それぞれ3級の主査から課長補佐までは昇給がありまして、その昇給は例年どおりで行ってまいります。3年後に、自分が位置づけられている級のところまでいける職員といけない職員が実際のところあります。年齢で55歳になってしまう場合もありますけど、3年間で、昇給してれば現在の激変緩和の減額された部分についてはクリアできていくわけですけど、なかにはできないで55歳をむかえる職員もいます。そういうことありまして、今回の減給補償の額がどのくらいかということで、職員ひとりひとりの給与月額を全員計算をしましたところ、約710万円が、この激変緩和による減給補償で、4月の給料で補填する額であります。したがって激変緩和やらなければ、給料は総額で700万あまり減額になるところですが、3年間、まず1年目の4月からはそれを緩和で行いますので、3月の給料を全員が補償されているということです。

10田中 いずれ給料が減って行って、消費に回るお金が減っていく関係にはなっていくと思うのですが、ぜひ町の職員の方は地元で買い物を意識的にしていただくように心がけていただいて、地域経済が後退しないように、御努力をいただきたいと思います。

議長 ほかに意見ございませんか。

4夏目 先ほどの別表第5の6級7級についてお伺いしますけれども、その前に附則の1項から6項までは、国の人事院勧告どおりの規定であるという先ほどの確認でしたので、それは確認しておきます。ただ6級のほうの、次長職の制定については、これは設楽町独自のものをやったという解釈でいいのか。それから7級に

についても、これは国のとおりのものなのか。町独自のものなのか。そのへんをまず1点お伺いします。それが1点目。

2点目が、先ほど給料については激変緩和3年の措置がございしますが、平均2%下がっているというところですので、現在設楽町の、平成25年度のラスパイレース指数は101.4%となっておりますが、激変緩和をしない場合には、どのくらい下がっていくのか。この2点をお伺いします。

総務課長 6級制と7級制の関係でしたね。はっきりした記憶でないですけど、いまから10数年前、設楽町においては、主幹とか次長、それから参事とかいう職がありました。それで合併してから、その職をある程度明確にしたということで、現在は課長補佐の次が課長級職になっています。現実には10年前には次長という職員もいまして、当然課長職でありました。その当時の給料表自体は、8級制でした。8級制で、平成19年の、国の人事院勧告に基づく給与改革の中で、8級制を6級制にという基準が示されたわけですけど、絶対法律で縛っているものではございませんので、町村によっては6級の給料表であったり、7級の給料表であったりする状況はございます。したがって今6級制を7級制にするというのは、先ほどちょっと言いましたが、課長補佐が非常に多くて、一方では機構改革をやりながら、課長の数は合併のときよりも2、3減っています。そういうこともありまして、課長と課長補佐、それから課長どおしのそれぞれの職員の各課における役割を明確にすべきだろうということで、その間としまして、従来ありました組織の調整機能を十分図れる次長というものを配置しまして、課長補佐、次長、課長という形で、管理職の体系を今まで以上にしっかり明確にしていきたいと思ひまして、次長の復活といひますか、そういう形で6級に位置づけさせていただきます。7級については、先ほども関連しますが、課長はずっと6級でやってきましたけど、今回の改正でも1万5千円弱減額となっていくことありますし、課長と課長補佐の給料月額もすごく接近してしまひまして、そのへんで責任の重大性とか責任の所在とか、そういう面を踏まえて、課長補佐と課長の間で明確にする必要があるということで、給料面においても、1級増やして7級とするものであります。

ラスパイレースは、今100を超えていると思ひますが、これは国が大震災の関係で、減額をした。その時に設楽町は、給与の引き下げを行っていませんでしたので、トータル的に給料の占める割合、ラスパイレースが上がったわけですけど、国が元に戻りますと、当然ながら設楽町との給料の差額がございしますので、その措置がされる前は93%台だったと思ひます。今回の改正は、国も行いますし、設楽町も引き下げを行いますので、全体の平均では2%くらいということですけど、課長補佐それから課長については4%程の引き下げの給料月額になっていますので、国も下がればうちも下がるということで、ラスパイレースはまた元のような90%台に戻ると思ひます。

4夏目 明確な答でした。したがって6級の次長と7級の制度は設楽町独自と解釈し

ていいですね。問題は、今度は27年4月1日以降、これを即適応するという解釈でよろしいですね。そういう人事配置をするということですね。それをお聞きします。

総務課長 課長補佐全員が6級にいくとか、課長全員が7級にいくとか、そういうことは特に考えておりません。したがってそれぞれの職員の配置状況、職員の状況に応じてですね、適宜、その級の職員を配置したいと思っていますし、4月1日から、この6級と7級については、適応してまいりたいと考えています。

4 夏目 要するに初任給昇格昇給に関する規則の中で、昇格昇給に関する規定がありますので、その職員が何年在職し、そしていろいろの成績をもってという規定があるものですから、現行の6級から前のものについてはいいのですが、6級から今度は7級については、先ほど言った課長と課長補佐級の給料の差額がかなり縮まっている。したがってその責任の度合いと、給料の体系を再整理したいと、こういうことでしたので、それはそれで理解しますが、そうすると7級への詳細なる初任給昇格に対する規定、こういうものは内部規定のほうはしっかり整備されているということで理解してよろしいですか。最後にその1点だけお聞きします。

総務課長 昇給昇格の切り替え表については、規則の中で明確に規定を改正してまいります。ただ6級から7級に上げる基準、数字的なものですね、それについては、規則で定めるのものではございませんので、今検討はしていますが、人事異動のときまでには、その基準として考えられるものを示して、それに基づいてやっていきたいと思っています。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議長 議案第12号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第12号を総務建設委員会に付託いたします。

議長 日程第20、議案第13号「設楽町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第13号「設楽町行政手続条例の一部を改正する条例について」、設楽町行政手続条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。行政手続法の一部を改正する法律の交付に伴う改正でございます。詳細につきましては、担当課長から説明をしていきます。

総務課長 新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回の改正についてであります。基本的に申請に対する処分とか、行政指導及び届出に関する基本的のルー

ルを定めました行政手続き法の一部改正に伴いまして今回条例を改正するものであります。平成 27 年 4 月 1 日から施行されますので、今回の議会に提出させていただきました。今回の改正のポイントは 3 点でありまして、行政指導の根拠等の明示、2 点目が行政指導の中止等の求め、処分等の求め、ということで、法律のほうで改正をされています。それでは逐条について説明をいたします。今回の改正で、後で出てきます、第 4 章に、第 34 条の 2 の 1 条を設け、また新たな章として、「第 4 章の 2 処分等の求め」、1 章を規定したものでありますので、その改正内容を目次の中で付け加えているものであります。

それから全体をとおして、字句の改正がありました。法律の中における改正に準じまして、改正条文の中で全体的に名あて人を漢字の名宛人に、ひらがなのかわるを漢字の関わるに改正したものであります。これはそれぞれのところから出てきていますので、全体的なものであります。

続きまして、めくっていただいて、第 33 条で第 2 項として 1 項が新たに追加されているものであります。この第 33 条は、行政指導の方式を定めたもので、今回 1 項追加しています。その内容は行政指導に携わるものは権限をもっていることを示す場合、相手方に権限の根拠となる法令の条項、それから要件及び権限の行使が要件に適合する理由を示さなければならないという、第 1 点目のポイントとして説明しました行政指導の明示等を規定したものであります。

次に第 4 章に、行政指導の中止等を求める規定を第 34 条の 2 として追加したもので、その内容はこの第 34 条の 2、2 項に規定する事項を記載した申出書を提出して、行政指導の中止等を求めることができるという規定であります。第 3 項は申し出を受けた町の機関が調査を行い、要件に適合しないと認めるときは中止等の措置を行うという規定であります。

次に 34 条の 3 であります。この条はポイントの 3 つ目の処分等の求めに係るものを第 4 章の 2 として定めたもので、その内容は町民等が法令に違反する事実を認識した場合に処分や行政指導がされてないと考えるときは、その権限を有する町の機関に対して第 2 項に規定する事項を記載した申出書を提出して是正のための処分や行政指導を求めることができるという規定であります。第 3 項は申し出に対する町の機関がとるべき措置を規定しています。施行期日は平成 27 年 4 月 1 日からであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 13 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 13 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 21、議案第 14 号「設楽町情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 14 号「設楽町情報公開条例の一部を改正する条例について」、設楽町情報公開条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の交付に伴う改正でございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

総務課長 改正の理由を今、副町長が申したとおりで、その通則法の中で今回の法律の改正がされまして、その条項ずれに伴う設楽町の条例改正であります。及び名称も変更しまして、行政執行法人に法律の中で改められましたのでその 2 点について改正したものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議長 これで質疑を終わります。

議案第 14 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 14 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 22、議案第 15 号「設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 15 号「設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。子ども子育て支援制度が始まることに伴う保育の実施基準は、新たに国の基準で定められたことにより、本条例で定める必要がなくなったため、また保育料の利用者負担についても国の保育料基準額等の見直しが行われたことによる改正でございます。詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

町民課長 それでは新旧対照表をお願いいたします。まず名称が変わっております。改正前は保育の実施に関する条例が保育の保育料の徴収の実施に関する条例ということであります。新制度、子ども子育て支援法になりまして、児童福祉法から変更をしております。

それから旧の第 2 条が、保育の実施基準が別の国の基準に基づいて町の施行規則によって定められておりますので、新条例では省略をいたしております。

それから次のページ、第2条のところであります。特定教育、保育を提供した際ということで、全条例から比べると新しい法律による用語での規定を定めております。

第3条のところは、日割り計算の方法でございましたので、これを精査いたしまして、変更するものであります。

それから第8条にまいりまして、保育料の中を改正するものであります。

1枚めくっていただきまして、細かい新旧の階層の部分の用語でございます。旧のほうでは、所得税額を基準にいたしまして保育料を算定しておりましたが、新制度では町民税、所得割課税額を基準にして定めております。これは国の基準によるところであります。細かく言いますと、所得税には年少扶養というものが適応されておりました。町民税所得割税額のほうでは年少扶養のほうの特例で換算されておりましたので、今回その分がなくなるということであります。

それから備考のほうにいきまして、備考の2番のあたりは、特例の減税措置を行っておるものであります。それから5番のところは国の基準により、新しい制度によって適用するものであります。

全体的には、保育料の金額がまず下がるという傾向にあります。といいますのは、新制度で標準保育というのが11時間の保育を定めております。設楽町は短時間保育ということで8時間の保育を現在行っております。それによりまして、全体的に1.7%の減額をしております。それから階層によって新旧で2段階に増えたところがございます。今回、全体に減額の方ではございますけれども、階層によって、極端な上がり幅を示すところがございますので、旧の区分から、新しいところへいくときに2段階に増えた階層をつくっております。概略は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第15号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第15号を文教厚生委員会に付託をいたします。

議長 日程第23、議案第16号「設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第16号「設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」、設楽町介護保健条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。平成27年度から平成29年度までの介護保険料を定めるため、また介護保険法の一部改正に伴い、介護用語、日常生活支援総合事業の開始時期を定める必要がございますので、

条例の一部を改正させていただきます。詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

町民課長 それでは新旧対照表をお願いをいたします。保険料率のところであります。改正前は24年から26年までの3ヶ年の保険料でございます。改正後は第6次の計画であります27年度から29年度までの保険料を定めるものであります。(1)から(7)まででございます。これは年額でございます。改正前のほうは、基準額4,400円に12ヶ月をかけて、それぞれ(1)から(7)までの減額比率、それから1.0を超える上昇比率を計算をいたしまして、数字ができております。新しいほうの保険料ですが、基準額5,700円に12ヶ月をかけまして、減額率、それから1.0を超える上乗せ分ということで、年額を作っております。(5)の68,400円が基準額で5,700円×12ヶ月分×1.0分でございます。それから改正前に条文がなく、改正後に条文があるということでございます。基本的に改正前は、(7)(8)以降の減額分の規定が、改正前の補助案ございませんでした。といいますのは、改正前もこの減額を適応した額がすでに(1)(9)までが、その適応がなされた金額ができておりました。今回基準によりまして、基本額を下記以降減額措置の条文を掲げるものであります。ということで、平成27年4月1日からの新しい介護保険料の適応する根拠条文ということになります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第16号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第16号を文教厚生委員会に付託いたします。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24、議案第17号「平成26年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」から日程第35、議案第28号「平成26年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第17号「平成26年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」、平成26年度設楽町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289,659千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,668,119 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第 2 条地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。4 ページのほうをお開きください。繰越明許費でございます。翌年度に繰越を行う事業でございます。電算システム改修事業 6,461 千円、道路施設点検事業 9,500 千円、町道上原荒尾線道路設計事業 10,700 千円、町道谷合知生線改良事業 42,700 千円、町道八橋天堤線改良事業 36,100 千円でございます。これらの事業につきまして、翌年度に事業を繰り越すこととし、繰越明許の手続きを行います。

それでは歳出から説明をいたします。本補正が平成 26 年度の最終補正となりますので、補正の内容につきましては、ほとんどが事業の確定によるものでございます。主だったものについて説明をいたします。11 ページ、第 1 款議会費から説明をしていきますので、そちらのほうをお開きください。議会費では、映像配信に係る経費が確定しましたので減額をいたします。2 款総務費第 1 項 2 目 8 報償費では、旧下津具小学校建物について丸満産業との裁判が終了し弁護士費用が確定したため減額をいたします。18 節備品購入費では、更新車両入札により不用額の減額をいたします。12 ページ、3 目委託料では、当初、基幹系システムナンバー制度対応改修について、一般会計と特別会計のシステム改修をまとめて、一般会計電子計算費で予算計上しましたが、特別会計分のシステム改修費は特別会計に計上することとします。またこれにかかる補助金は、一般会計で一括して受けるため、一般財源と合わせて必要額を特別会計に繰り出すこととされたため減額をいたします。14 節使用料及び賃借料では、情報系サーバー機器リース料において、更新時期を 5 ヶ月ほど遅らせたため、OA 機器リース料の減額をいたします。28 節では委託料で説明したマイナンバー対応に係るシステム改修費をそれぞれ特別会計に繰り出す増額補正をいたします。4 目自治振興費では、当初小松地区で集会場新築の要望がありましたが、既存の老人憩いの家の改修で対応されるということになりました。この老人憩いの家につきましては、以前に助成をし、5 年が経過していないため、補助要件に該当しないために減額をいたします。13 ページ 5 目企画開発費では地域おこし協力隊の採用予定数 1 名減と中途退職があったために、報酬、需用費、使用料及び賃借料の減額をいたします。また当初想定した事業展開ができず、報償費で木質バイオ研究会、地域資源活用アドバイザー謝礼についても減額をいたします。その他とありますのは、ふるさと納税に係る特産品の購入、木質バイオ研究会委員費の費用弁償などの減額でございます。EV 用急速充電器設置に係る経費につきましては、工事時期が年度後半にずれ込んだため役務費等減額補正をいたします。14 ページ 19 節補助金においては、事業料確定により、減額補正をいたします。28 節繰出金では、町営バス特別会計繰出金を減額いたします。6 目定住促進費では、しあわせまちづくり奨励金が新規

就職、出産、婚姻などや修学資金貸付金申請の件数が確定したことにより減額となっておりまゝ。8目ダム対策費では、印刷製本費でダムの記録誌のページ数の減もありまして、減額をいたします。生活再建資金交付金を始め水没移転者に関する支出金も申請にあわせ減額いたします。9目情報通信基盤整備費では、情報ネットワーク特別会計の事業費が固まっておりますので減額をいたします。10目地籍調査費では、測量業務の委託契約の入札残を減額をいたします。2項2目賦課徴収費では、固定資産管理システム異動修正委託について、委託額が確定しましたので減額をいたします。16 ページ第3款第1項1目社会福祉総務費 18節備品購入費では、日赤車について当初町で購入を予定していたものが、日赤で購入することとなり、設楽町が負担金を支払うこととなったため、大きく減額いたしております。19節負担金補助及び交付金では、児童発達支援施設負担金について、当初1名で予算計上しましたが、3名の利用となりましたので、772千円の増額補正をいたします。訪問看護ステーション運営費負担金について、明峰福祉会で運営されてきましたが、看護師不足により存続が危ぶまれ、なんとか継続ができることとなりました。しかし2.5人の体制を維持しなければならず、北設3町村で赤字部分を負担することとなりましたので、2,032千円を新規計上いたします。20節扶助費につきましては、サービス利用料の額が固まっておりますので、実績にあわせて減額をいたします。28節繰出金については、必要額を増額し、各特別会計に繰り出しをいたします。2目老人福祉費については、敬老事業確定により減額補正をいたします。19 ページ3目老人ホーム費は、入所者数の確定により指定管理料を減額をいたします。第2項2目保育園費では、12月補正で保育単価を0.3%程度のアップ率で措置費を計上いたしましたが、1.5%のアップを国から示されましたので、不足分500千円を増額します。第4款第1項1目では津具診療所特別会計への繰出金200千円を増額をいたします。2目予防費では、がん検診や各種予防接種の受診者が少なかったこともあり、実績にあわせて減額をいたします。扶助費では当初25人の新生児を見込みましたが、実際は11人の出生者で、大きく減額となります。3目地域活動支援費では、作業による収入が想定より増額となりますので、それにあわせ通所者作業報酬を100千円増額します。20 ページ第4款第1項4目環境衛生費では、委託料において田口公共下水道の処理場につきまして、ダム建設に伴い、移転する北設広域事務組合の松戸クリーンセンターと合同処理を検討していくため、これにあわせまして、新たに事業計画を追加する項目が生じてきたため、委託内容を一部翌年度以降に持ち越すため委託費を減額をいたします。28節繰出金については、簡水、農集排特別会に繰り出す額を減額をいたします。第2項1目清掃総務費では、北設広域事務組合の負担額が決定してきたため減額をいたします。21 ページ第5款第1項1目農業委員会費では、委員1名が亡くなられたため、委員報酬を減額いたします。2目19節新規就農支援事業補助金では、当初該当者が4名で想定しておりましたが、3人になったことで減額となりましたが、国の補正予算措置で来年度支払い分を

前倒しで半期分支払う措置がとられましたので、差し引き 750 千円を増額をいたします。経営体育成支援事業補助金と設楽町雪害対策事業補助金については、昨年 2 月の大雪によるハウス倒壊の助成金の確定により大きく減額になりました。第 3 目農地費では名倉東地区で実施しております農地環境整備事業について、事業量が増加したため 450 千円を増額補正をいたします。22 ページ第 2 項 3 目林道事業費では、林道境川線の県からの事業量割当額が少なかったため、工事請負費を減額しております。第 6 款第 1 項 4 目観光施設管理費では、花の山公園遊歩道整備事業の事業料確定により工事請負費で減額をいたします。第 7 款土木費第 2 項 2 目 3 目では、事業料の確定により委託料を減額をいたします。19 節負担金補助及び交付金では、町道町浦シウキ線の事業料の確定により委託事業者である愛知県への負担金を減額します。28 節繰出金につきましては、道路改良に伴う水道施設移転事業の確定により減額をいたします。第 7 款第 4 項 1 目住宅費は財源の更正をいたします。第 8 款第 1 項 1 日常備消防費 15 節工事請負費では、消防署員の増員に伴う設楽分署増築工事について、当初、既存施設の外に増築を予定しておりましたが、新城消防と詰めの協議をした結果、内部改修によることとしたため、大きく減額となります。24 ページ 2 目 3 目 4 目につきましては、入札残や事業量の確定に伴い、各節で減額をいたします。第 9 款教育費第 1 項 2 目事務局費では、予算編成時には支援員 1 名分を増員の予定でございました。予算編成をいたしました。清嶺、津具小に特別支援学級が設置されたため、支援員賃金を減額いたします。9 節旅費では、ALT は単年度契約のため、交代した場合の新たな ALT の招へい旅費を見込みましたが、継続勤務となったため、旅費を減額をいたします。14 節使用料及び賃借料では、教職員児童生徒用パソコンリースについて機器更新が 4 ヶ月ほど遅れたため減額となります。また生徒数の減少もあり、マイクロバスの旋回の必要がなくなったため、名倉し尿処理場横に借りておりました土地の使用料を減額いたします。26 ページ第 9 款第 4 項 3 文化文化財費では、歴史民俗資料館建設に係る経費の中で、歴史民俗資料館のみの基本設計を予算計上いたしました。歴史民俗資料館をメインに考え、周辺地域を含め、にぎわいをも求める施設づくりを再検討し、全体のレイアウトづくりを優先することとしたため、委託料を大きく減額をいたしました。27 ページ第 5 項 2 目 3 目については、事業費の確定により減額補正をいたします。12 款第 2 項 1 目積立金については、歳入歳出額の調整のため財政調整基金一般積立金を 13,212 千円減額をいたします。

次に歳入の説明をいたします。第 1 款町税では、個人町民税、たばこ税は当初を下回る額になりそうですので減額をいたしますが、法人町民税では、ダム関連事業の効果と思われます 15%程増額を予想し補正をいたします。第 12 款分担金及び負担金、第 14 款国庫支出金、15 款県支出金につきましては、制度に基づき受け入れるものでございますので、歳出で説明した事業の確定に連動し補正をいたします。8 ページ第 18 款繰入金第 1 項特別会計繰入金では、歳出で説明しまし

た小松地区の集会所建設が老人憩いの家の改修に変更されたため、田口財産区からの繰入金を減額をいたします。第2項基金繰入金では、歳出の事業料の確定に伴い繰入額の減額をいたします。7目財政調整基金繰入金では、資金事業に不足を生じたため繰入を予定し計上しておりましたが、年度末に近づき、支出額の確定に伴い、取り崩しの必要がなくなりました。9ページ20款諸支出金につきましても額の確定に伴い、それぞれの項目で補正をいたします。以上一般会計の補正概要について説明をさせていただきました。

議案第18号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,091千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をいたします。補正予算（第3号）に関する説明書6ページをお開きください。第1款総務費第1項1目一般管理費では、一般会計補正の説明のみに説明をいたしましたが、当初基幹系システム番号制度対応開始について、一般会計と特別会計システム改修分をまとめて一般会計電子計算費で予算計上いたしましたが、特別会計分のシステム改修につきましては、特別会計に計上するため委託料888千円を増額いたします。この経費は、3ページ第2表にありますように繰越明許費として、繰越をいたします。第2款第1項療養諸費、第2項高額療養費について、一般被保険者、退職被保険者療養費とも、当初予想より伸びてきておりますので増額をいたします。第3款第1項1目後期高齢者支援金、8ページ第6款介護保険納付金につきましては、国県の負担額の決定に伴い、財源更正を行います。第7款共同事業費拠出金については、国保財政共同安定化事業拠出金の額の確定により減額補正をいたします。

3ページにお戻りをいただきたいと思います。歳入でございます。第4款国庫支出金から4ページ第8款共同事業交付金までは、実績見込みに対するそれぞれの確定額数値に補正をいたします。第9款繰入金第1項第1目一般会計繰入金について所要額の補正をいたします。第2項基金繰入金については、保険給付費の増大や国県支出金の減額に対応するため8,365千円増額繰入を行う補正を行います。

続きまして、議案第19号「平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ854,935千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をいたします。補正予算（第3号）に関する説明書の5ページをお開きいただきたいと思います。第1款第1項1目一般管理費では、一般会計補正の説明のうちに説明をいたしましたが、当初基幹系システムマイナー制度対応開始につきまして、一般会計分と特別会計分システム改修をまとめて一般会計で電子計算費で予算計上いたしましたが、特別会計分のシステム改修費は、特別会計に計上するため、委託料1,296千円増額をいたします。この経費は3ページの第2表にありますように、繰越明許費として繰越をいたします。19節負担金及び交付金では、介護保険認定審査会事務に係る北設広域事務組合への負担金の確定がありましたので197千円を増額をいたします。第2款第1項2目包括的支援事業及び任意事業費につきましては、地域包括支援センター業務委託を事業量にあわせ増額補正をいたします。第3款第1項1目介護サービス給付費では、施設利用を含めたサービス利用が伸びたため4,740千円の増額補正といたします。同様に第2項1目高額介護サービス費につきましても、サービス利用が伸びたため1,100千円の増額補正といたします。第4款諸支出金第1項では、第1号被保険者還付加算金、国庫支出金と過年度分の返還金の確定に伴い、それぞれ増額補正いたします。第5款基金積立金では、余剰額を積立て、後年度負担に備えることといたします。

歳入について説明をいたします。3ページをお開きください。第4款国庫支出金から5ページ第6款県支出金までは、想定給付費等に対するそれぞれの負担割合等に基づき算出された額にあわせる補正をいたします。第7款第1項1目一般会計繰入金につきましては、システム改修分と地域支援事業費を増額し一般管理費分の減額を差し引いたものを補正いたします。第9款では、第1号被保険者返納金を増額補正をいたします。

続きまして、議案第20号「平成26年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、平成26年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算補正の総額から歳入歳出それぞれ8,448千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,273千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をいたします。補正予算（第3号）に関する説明書4ページをお開きください。これにつきましても第1款第1項1目で一般管理費で当初基幹系システム番号制度対応改修について、一般会計と特別会計システム改修分をまと

めて一般会計電子計算費で予算計上いたしました。特別会計分のシステム改修費は、特別会計に計上するため、委託料 552 千円を増額をいたします。この経費は 3 ページの第 2 表にありますように、繰越明許費として繰越をいたします。第 2 款第 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料納付額が固まってまいりましたので、9,000 千円の減額補正をいたします。戻っていただきまして、3 ページ第 1 款第 1 項 1 目保険料収入でございます。現年度分保険料について特別徴収分及び普通徴収分をそれぞれ減額をいたします。第 3 款第 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、電算システム改修委託分を繰入をいたします。

続きまして、議案第 21 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」、平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 193,535 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 589,201 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をいたします。補正予算（第 3 号）に関する説明書の 4 ページをごらんください。第 1 款第 1 項 1 目では、簡水施設の清掃点検委託が決定してまいりましたので、1,404 千円を減額をいたします。また消費税額も決定してまいりましたので、減額をいたします。第 2 款第 1 項 1 目田口簡易水道施設管理費から 4 目田口第 2 簡易水道施設管理費において、13 節委託料、配水管移設実施設計業務委託及び工事請負費、配水管移設工事については、国道の道路改良に伴う移設で、用地買収ができないことや砂防事業の予算が付かないことなど、県事業が進まないものもありましたので、水道管移設ができず、大きく減額となっております。3 ページにもどっていただきまして、歳入でございます。工事費の事業料の確定に伴い、一般会計からの繰入金また諸収入で移転補償費を減額をいたします。

続きまして議案第 22 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」、平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,650 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138,801 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をさせていただきます。4 ページを見ていただきますと、需用費、役務費において減額をさせていただいております。年度末までの見込みを勘案しまして、修繕費、手数料等で減額をさせていただきます。次に第 2 款事業費の第 1 項施設建設費でございます。これにつきましては、県の砂防工事の実施等によりまして、平成 27 年度に先送りされた事業がございますので、それにあわせて減

額をさせていただくものでございます。戻っていただきまして、歳入でございます。歳出に伴いまして、一般会計の繰入金それから雑入として県からの補償金等の受け入れの額を減額させていただくものでございます。

続きまして、議案第 23 号「平成 26 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」、平成 26 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,273 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をさせていただきます。一番最後のページでございます。4 ページ、備品購入費 4,000 千円の減額でございます。これは稲武線のバスの購入をいたしましたが入札により、入札残がでましたので、その額を減額をさせていただきます。戻っていただきまして、歳入でございます。今、歳出で申しあげましたバスの購入に係る減額分について、国庫補助金それから一般会計の繰入金の減額をそれぞれさせていただくものでございます。

続きまして、議案第 24 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）」、平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,865 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をさせていただきます。4 ページでございます。事業の確定に伴いまして、一般管理費で需用費、役務費、使用料及び賃借料で御覧のとおりのお金を減額させていただくものでございます。それから第 2 款医療費でございます。これにつきましても、需用費の中の医薬材料費あるいは臨床検査の委託費を減額をさせていただきます。続きまして、戻っていただきまして、歳入でございます。3 ページ。第 1 款診療収入でございます。外来診療収入、国保診療収入、社会保険の診療収入、後期高齢者の医療診療収入とも患者数が想定より少なかったために、収入が減額となっております。第 3 款繰入金につきましても、歳入歳出の調整で一般会計から 200 千円の増額繰入をいたします。

続きまして、議案第 25 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 4 号）」、平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,804 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 304,285 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正に

よる。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

歳出のほうから説明をさせていただきます。6 ページをご覧くださいと思います。第 1 款総務費第 1 項総務管理費第 1 目総務管理費でございます。嘱託員の報酬が、当初なかなか嘱託員につきましても採用の希望の方がみえずに苦労したわけでございます。今は 1 名採用しておりますけど、当初予定の時期から採用ができませんでしたので、報酬、賃金等を減額をさせていただきます。公課費につきましても、消費税の額が決定してまいりましたので減額をいたします。2 目ネットワーク維持管理費につきましても、火災保険料あるいは電柱共架使用料が確定してまいりましたので減額をさせていただきます。戻っていただきまして、歳入でございます。2 ページのほうでございます。第 1 款の分担金及び負担金につきましても、光ケーブルの工事の負担金等が当初よりかなり引き込み、撤去とも増えてまいりましたので、記載の額を増額させていただきます。第 2 款使用料及び手数料につきましても、使用料でネットワークの使用料あるいはネットワークの過年度分の使用料と増額で入ってまいりましたので、歳入の実態に基づきまして、増額をさせていただきます。第 3 款財産収入につきましても、光ケーブルあるいはその他の設備の貸付の収入の額が決まってまいりましたので、増額をさせていただくという内容でございます。第 4 款の繰入金につきましても、一般会計からの繰入金。それにつきまして歳入歳出調整させていただきます。一般会計からの繰入金を大きく減額になっております。第 6 款諸収入でございます。第 1 節のネットワーク運営事務受託金につきましても、東栄、豊根村からのそれぞれの事務の受託金を減額をさせていただくものでございます。雑入につきましても、昨年度の雪害等の損害保険金の額がほぼ固まってまいりましたので、増額をさせていただく。あるいはケーブルの移設の補償費についても増額をさせていただきたいと思います。雑入につきましてもは 406 千円ございましたけども、これについては過年度の消費税の還付分を見込んでおります。

続きまして、議案第 26 号「平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,228 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

4 ページ、一番最後でございます。これは一般会計で説明をさせていただきましたが、小松地区の集会所の建設につきましても、老人憩いの家のほうに変えたということで繰り出す必要がなくなりましたので 1,000 千円の減額をするものでございます。戻っていただきまして歳入でございます。第 4 款繰越金、前年度の繰越金が確定しましたので 599 千円を増額させていただいて、財政調整基金で調整をさせていただいたという内容でございます。

続きまして、議案第 27 号「平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 504 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,318 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をさせていただきます。4 ページ、一番最後でございます。総務費の総務管理費で一般管理費、それから財産管理費それぞれ年度末の事業料が確定してまいりましたので、減額の補正をさせていただきます。戻っていただきまして、歳入でございます。1 ページ前の 3 ページでございますけれども、歳出で減額となった金額を財政調整基金繰入金で調整させていただくという内容でございます。

続きまして、議案第 28 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」、平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 231 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,073 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

一番最後 4 ページでございます。歳出の委託料、財産区の事業の実施委託につきまして、額が確定してまいりまして、231 千円の減額をする内容でございます。戻っていただきますと、歳入で基金の繰入金でございます。事業が確定して、支出額が増えた分を財政調整基金繰入金の減額で調整をさせていただくという内容でございます。

以上で補正関係の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 17 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 金田 企画開発費の 8 節報償費のところ、木質バイオ研究会委員謝礼とか地域資源活用アドバイザー謝礼ということが減額になっているのですけれども、何か企画開発の方針、事業について方向の変更があったのですか。

企画課長 方針の変更とかそういうわけではなくて、木質バイオ研究会のほうは、学童機の天板開発などの動きがあって、その動向を見守るために、少し研究会に取り込む機会を逸してしまったということで、また来年度当初予算に盛り込んで再度チ

チャレンジする予定であります。地域資源の活用アドバイザーに関しましては、地域おこし協力隊の活動のほうで、起業に結びつくようなところまではまだいっておりませんので、これも次年度に予算をまた新たにとって、そういう動きがあれば起業支援をするようなアドバイザーを、外部有識者を招いてやっていきたいなというように考えておりました、27年度当初にも盛り込んであります。以上であります。

議長 ほかにございせんか。

4 夏目 歳入のほうの3ページ町民税です。個人のほうで、減額19,000千円という具合に数字が載っています。これについては、私、当初予算のときに少し質問した覚えがあって、今現在比較をしているわけですがけれども、当初のほうでは、約36,400千円ほど、前年度に比較して増額を見込んでいました。そのときの答弁がダム関連でいろいろと歳入が増える方があって、その見込み増だというような説明を受けたわけですが、当初のほうで36,400千円の見込みが、そこからマイナス19,000千円となりますと、約17,000千円の増額ということではかなりません。すなわち半分以上は見込みが誤っていたような感じになっておりますが、そのへんの理由等を明らかにしていただきたいと思えます。

財政課長 当初ですね、先ほど議員さんが言われたように、ダム関連事業で前年度の実績を見込んでですね、予算計上させていただいたのですが、実際住所を移転した方が、そのまま所得申告のほうで町外になったということにもなって、それほど所得のほうで伸び悩んだということで、今回補正をさせていただきました。以上です。

4 夏目 そうしますと、見込み誤りであったということのようですが、次に繰越明許費についてお聞きします。電算システム改修については、そういうことで先ほど説明がありましたが、後、道路橋りょう費のほうの4つ、要するに道路施設点検事業だとか、上原荒尾線設計事業、それからあと町道谷合知生線、八橋天堤線、これらが全部繰越明許になっておりますけど、このへんの理由をお聞きしたいと思えます。

建設課長 繰越明許費に関するところでございます。道路施設点検事業でございます。これにつきましてはですね、当初、予算を組まさせていただいて、トンネルとですね、道路の舗装と一括で発注する予定で、入札等のかけたわけですがけれども、不調に終わりました、別々に分けなければいけないというような事情がありまして、工期が取れなくなったということで、繰り越しをさせていただきたいと思っております。

それから2番目のですね、上原荒尾線の道路設計事業でございますけど、これにつきましては、国道257号と上原荒尾線がタッチします。その部分のですね、交差点協議につきまして、警察と事前協議等が長引いたものですから、本年度中の予定しておいた道路設計のほうができないということで、これも繰り越しをさせていただきたいと思えます。

それから谷合知生線の改良事業と八橋天堤線の改良事業2本につきましては、工事自体を土留擁壁でやっています。その基礎をやっているなかで、予定していた岩盤線に、岩盤が出なかったとか、そのへんの事情がありまして、変更設計をやるのに少し手間がかかったものですから、26年度に発注した事業がちょっと遅れましたので、全部の部分を27年度に繰り越しさせていただいて、工事を進めさせていただきたいと思っています。以上です。

4 夏目 全体的に、まず一般会計の補正予算が289,659千円という大幅なる減額です。先ほど、副町長の説明では、額が確定したからこういう減額があったということですが、個々別に聞いてみますと、先ほどの繰越明許ではないですけど、それぞれの協議不調なり、あとは入札不調なりという事情があって、なっているわけですが、いささかこの減額の額、要するに財源的に余ってくるのならいいのですが、ただ、年度末、この時期にきてですね、要するに数字調整をした結果がこういうふうになったということですけども、もう少し先々のほうでこういうふうな調整ができるじゃないかなと思っていますが、もちろん国庫補助だとか県の補助金の額の確定のつく事業については、年度末ぎりぎりいっぱいだろうと思いますが、入札だとか、それぞれの事業の進行状況についての数字あわせ要するに予算と決算あわせについては、なるべく早めにやっていただいて、この額が、要するに財政調整基金のほうまで、繰入金のほうまで響いておりますので、年度の時期調整を早めにしてほしかったなと思いますが、そのへんについてはどんなものでしょう。特別な事情があるのでしょうか。

財政課長 特別事情ということではないのですが、今年度、国のほうの情勢によりまして、いろいろ補正関係とか、年度末に集中しまして、その分調整のほうが遅れてきたというような事情がございまして、今回こういう結果となっておりますので、今後、来年以降ですね、早めに調整できるようにしていきたいと思っています。以上です。

議長 ほかにございませんか。

10 田中 21ページです。農業振興費の19節ですが、経営体育成支援事業補助金14,000千円減額をしているわけですが、これもう少し詳細を、なんでそうなったかということをお尋ねします。

次に23ページの土木費の第4項住宅費の中で、財源更正があるわけですが、国県支出金が減らして一般財源で充当したと、ここの事情はどういうことになっているのでしょうか。以上2点お尋ねをします。

産業課長 私のほうからは、農業振興費の経営体育成支援事業補助金の減額について説明をさせていただきます。この補助金には2つの種類がございまして、1つは通常の機械設備を整備するものと、もう1つは雪害対策でございました。通常の施設整備のほうで当初は4,650千円の補助金を予定しておりましたが、実際は1事業体のみでございまして、795千円の補助をしております。したがってそちらのほうで3,855千円の減額となっております。残り10,000千円の減額につきまし

ては、雪害のほうの補助金でございまして、実際に可能性のあるところを全て取り込んでおりましたけれども、実際に行った事業体の結果10,000千円の減額になりまして、合計14,000千円の減額ということでございます。以上でございます。

生活課長 第7款の関係でございますけれども、この事業につきましては、平成26、27の2ヶ年計画ということで行っております。当初予定が2ヶ年のうちの40%を行っていくという提案でありましたけれども、木材製品等の材料ができなかったということで、現在17%ということになっておまして、その減った分について国県との調整をかけた結果、翌年度のほうにその分を回したということで、国県支出金等を減らす財源構成を変えたということでございます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第17号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第17号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第18号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 繰入金について、一般財源から繰り出す予定だったのを、それぞれの特別会計に該当するものは、それぞれの特別会計に書きましたというような説明があったと思うのですが、その点について少し詳しく教えてください。

総務課長 情報の関係でしょうか。当初一般会計分と国保、介護、後期高齢のほうを一括で契約するというような、国から流れてきて資料に基づいてそういうように判断して行ったのですが、その後やはり各市町村においても疑義がありまして、質問等がなされまして、国のほうから正式な見解が示されて、今回、一般会計分は一般会計で、特別会計分は特別会計。ただその中には3分の2とか、ものによっては10分の10。国保等では3分の2という国庫補助金ですので、その3分の2にプラスして一般財源部分を加えていったん特別会計に繰り出して、特別会計のほうで繰り入れて歳出で執行すると、そういう形をそれぞれの3つの特別会計でとりました。介護と後期高齢も同様であります。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第18号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 18 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 19 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。

議案第 19 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 19 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 20 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案第 20 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 20 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 21 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。

議案第 21 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 21 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 22 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 金田 不明水について、以前に増額補正が出てきたと思うのですが、今回、不明水については何も書いてないということは、予定どおり不明水についての調査をして、予定どおりに消費をしたというように考えます。そうしますと、不明水の調査についてはどのような結果が得られたか、説明をお願いします。

生活課長 不明水の調査につきましては、今年度名倉地区ということで終わっております。それで不明水につきましては、現在、誤接合と思われる件数は、残念ながら

ら2～3件しかございませんでした。また後のことについては、津具地区を踏まえて、来年度からもう少し原因を追求したいと思います。以上です。

議長 ほかにごございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第22号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第22号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第23号「平成26年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議案第23号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第23号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第24号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議案第24号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第24号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第25号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案第25号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第25号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第26号「平成26年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」の

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議案第 26 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 26 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 27 号「平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議案第 27 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 27 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 28 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議案第 28 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 28 号を総務建設委員会に付託します。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。3 時 35 分まで休憩といたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 35 分

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 36、議案第 29 号「平成 27 年度設楽町一般会計予算」から日程第 49、
議案第 42 号「平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」までの 14 議案を、
一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 平成 27 年度の予算につきましては、また詳細につきまして担当課長のほう
から説明をさせていただきますので、今回議案の上程だけさせていただきますの
で、よろしく申し上げます。

議案第 29 号「平成 27 年度設楽町一般会計予算」、平成 27 年度設楽町一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,042,518 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。継続費、第 2 条地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第 2 表継続費による。地方債、第 3 条法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。一時借入金、第 4 条法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入れの最高額は、500,000 千円と定める。歳出予算の流用、第 4 条法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 30 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」、平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 670,532 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金、第 2 条地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000 千円と定める。歳出予算の流用、第 3 条法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 31 号「平成 27 年度設楽町介護保険特別会計予算」、平成 27 年度設楽町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 919,425 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金、第 2 条地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、20,000 千円と定める。歳出予算の流用、第 3 条法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 27 年 3 月 2 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 32 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」、平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 208,626 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金、第 2 条地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一

時借入金の借入の最高額は、20,000千円と定める。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第33号「平成27年度設楽町簡易水道等特別会計予算」、平成27年度設楽町簡易水道等特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ533,923千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債、第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。歳出予算の流用、第3条法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第34号「平成27年度設楽町農業集落排水特別会計予算」、平成27年度設楽町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,327千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。歳出予算の流用、第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第35号「平成27年度設楽町町営バス特別会計予算」、平成27年度設楽町町営バス特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,851千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第36号「平成27年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」、平成27年度設楽町つぐ診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,946千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。歳出予算の流用、第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第37号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算」、平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳

出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ355,045千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。歳出予算の流用、第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第38号「平成27年度設楽町田口財産区特別会計予算」、平成27年度設楽町田口財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ697千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第39号「平成27年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」、平成27年度設楽町段嶺財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,125千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第40号「平成27年度設楽町名倉財産区特別会計予算」、平成27年度設楽町名倉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第41号「平成27年度設楽町津具財産区特別会計予算」、平成27年度設楽町津具財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,451千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。

議案第42号「平成27年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」、平成27年度設楽町神田平山財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第29号から議案第42号までの14議案につきましては、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようでありますので、議案第29号から議案第42号までの14議案

につきましては、11名による予算特別委員会を設置し、付託して審査をすることに決定いたしました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、金田敏行君、金田文子君、松下好延君、夏目忠昭君、渡邊勲君、村松修君、鈴木藤雄君、伊藤武君、熊谷勝君、田中邦利君、土屋浩君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは暫時休憩といたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時58分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、11番土屋浩君、副委員長に、3番松下好延君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、3月2日定例会終了後に予算の説明、3月13日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月16日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしくお願いいたします。

議長 日程第50、議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成27年3月2日提出、設楽町長横山光明。氏名、伊藤重洋、金田好司。伊藤重洋委員、金田好司委員の任期が、平成27年6月30日に満了することから、引き続き候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について議会に意見を求めております。ご意見はありませんか。

(意見なし)

議長 意見なしと認めます。

お諮りします。議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 43 号に対する議会の意見は「適任」とすることに決定をいたしました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

なお予算特別委員会を 4 時 15 分から開催いたしますので、議場にお集まりいただきたいと思います。

散会 午後 4 時 01 分